

第95回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 報告第2号 令和元年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第3号 令和元年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第4号 令和元年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 報告第5号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第48号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第49号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第50号議案 神河ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例制定の件
- 第51号議案 神河町債権管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第52号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第53号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 第54号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第55号議案 神河町貸工場建築工事請負契約の件
- 第56号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 第57号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 第58号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第59号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第60号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 第61号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第62号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第63号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 第64号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 承認第6号 神河町国土強靱化地域計画の策定の件

神河町告示第135号

第95回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月4日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和2年6月16日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

安 部 重 助

三 谷 克 巳

藤 原 日 順

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第95回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和2年6月16日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和2年6月16日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)
- 日程第5 報告第2号 令和元年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第3号 令和元年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第4号 令和元年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第8 第48号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第9 第49号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第50号議案 神河ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第51号議案 神河町債権管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第52号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第53号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第54号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第55号議案 神河町貸工場建築工事請負契約の件
- 日程第16 第56号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 第57号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第58号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 第59号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 第60号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 第61号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第22 第62号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 第63号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 承認第6号 神河町国土強靱化地域計画の策定の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 日程第5 報告第2号 令和元年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第3号 令和元年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第4号 令和元年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第8 第48号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第9 第49号議案 神河町職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第50号議案 神河ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第51号議案 神河町債権管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第52号議案 神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第53号議案 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第54号議案 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第55号議案 神河町貸工場建築工事請負契約の件
- 日程第16 第56号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第57号議案 令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第58号議案 令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 第59号議案 令和2年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第60号議案 令和2年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第61号議案 令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第62号議案 令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第63号議案 令和2年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 承認第6号 神河町国土強靱化地域計画の策定の件

出席議員（11名）

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 安部重助 | 8番 | 藤森正晴 |
| 2番 | 三谷克巳 | 9番 | 藤原裕和 |
| 3番 | 藤原日順 | 10番 | 栗原廣哉 |
| 4番 | 小寺俊輔 | 11番 | 澤田俊一 |

5 番 吉 岡 嘉 宏
6 番 小 島 義 次

12 番 廣 納 良 幸

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 小 林 英 和 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事	
副町長	前 田 義 人 真 弓 憲 吾	
教育長	入 江 多喜夫	建設課長	野 崎 直 規
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長	藤 田 晋 作
総務課参事兼財政特命参事 黒 田 勝 樹	上下水道課長	谷 総 和 人
..... 岡 部 成 幸	健康福祉課長	桐 月 俊 彦
総務課参事兼情報発信特命参事	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 保 西 瞳
..... 長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長
税務課長 山 本 哲 也
住民生活課長 高 木 浩
住民生活課参事兼防災特命参事	町参事兼病院事務長	春 名 常 洋
..... 平 岡 民 雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
地域振興課長 多 田 守 井 上 淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事	教育課長兼給食センター所長
..... 前 川 穂 積 藤 原 美 樹
ひと・まち・みらい課長	教育課参事兼社会教育特命参事
..... 藤 原 登志幸 高 橋 宏 安

議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第95回神河町議会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶にたえません。

私ごとではございますが、先月、5月8日の臨時議会におきまして議長に就任をいた

しました廣納良幸でございます。不慣れな点が多々あろうかとは思いますが、御理解の上、御指導、御協力のほどよろしく願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の第二波が各地で起きつつあります。幸いにして、兵庫県においては、新規感染者数が30日間ゼロであります。しかしながら、油断は禁物でございます。本会議場においても、飛沫感染予防フィルムを設置していただき、感染対策をしております。また、6月10日に梅雨入りいたしました。豪雨災害もいつ起こるか分かりません。これらを念頭に置きながら、避難所等感染対策も完璧に構築しなければならないと思っております。正確な情報、迅速に神河町全域に伝わるようにしてまいりたいと思っております。住民の皆様、議会、町行政が一体となって、安全で安心して暮らしていただける神河町にしなければならないと思っております。このすばらしい神河町を子や孫たちに引き継いでもらえるように、町をつくり、残していかなければならないと思っております。それこそが我々に課せられた使命ではないでしょうか。どうぞよろしく願いを申し上げます。

後ほど、議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、報告4件、人事案件1件、条例の一部改正6件、工事請負契約1件、令和2年度神河町各会計補正予算8件、計画策定の承認1件の計21件であります。いずれも今後の町政にとって重要な案件でございます。慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますよう、よろしく願いを申し上げまして、開会の挨拶とします。どうぞよろしく願いをいたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第95回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年は、ほぼ平年並みの梅雨入りとなる一方で、沖縄では10日余り早い梅雨明けとなっております。神河町では、先週金曜日から日曜日にかけて、断続的に強い雨も降り、心配もいたしましたが、昨日からは晴れ間も広がっています。西日本においては、梅雨時期に平年以上の降雨が予想されておりまして、しっかりとその備えをしていかなければなりません。

さて、5月21日、近畿3府県の新型コロナウイルス感染拡大防止緊急事態宣言の解除、26日には継続していた残りの地域全てが解除となり、兵庫県では5月17日、感染者がゼロとなってから、昨日まで30日間、新たな感染者は発生していません。この間、国、県の指針に基づき、神河町民、また町内事業者の皆様には、外出やイベント開催の自粛、事業の休業、三密の回避など、感染症予防対策を長期間お願いしてまいりました。これらは神河町にとって日常生活、経済循環に大きな痛手となりましたが、皆様方の御理解の下、一丸となった対応により今の状況があります。改めて、これまでの皆様の御協力、御尽力に心からお礼を申し上げます。

そして、今、ようやく全国各地が再開に向けて元気を取り戻していく新たな出発地点に立っているところでございます。再開しました学校、園では、子供たちの元気な姿が戻ってきました。我々大人がその姿に一番元気をもらっているのではないのでしょうか。

また、この新型コロナウイルス感染防止に向け、多くの個人、団体、企業の皆様から、物資両面にわたる御寄附をいただいています。詳しくは広報6月号に掲載していただいておりますが、改めて感謝を申し上げます。

緊急事態宣言が解除され、全国的に経済活動が再開されてきています。神河町もこれからは再開に向けて前進していくわけですが、今後の第二波の感染拡大が心配されています。マスクの着用、手洗いの励行、三つの密を避ける基本的な感染予防対策を引き続き行っていただきますようお願い申し上げます。

そして、何といたっても、神河町の元気回復は、町内での経済の循環の拡大です。特別定額給付金の活用など、「お買物は町内で」を合い言葉に前に進んでまいりましょう。

新型コロナウイルス対策予算では、5月中に神河町議会臨時会を2回開催させていただいて、緊急を要する補正予算を可決承認いただきました。その中で、住民お一人10万円の特別定額給付金の支払いは、支払いのできた方はほぼ100%となっています。子育て世帯地域商品券については、今月より順次発送を始め、既に御活用いただいています。事業所元気回復支援金についても受付、支払いを行っておりまして、現在、約200事業所が御利用いただいています。また、国の新型コロナウイルス感染対策として、第2次補正予算は6月12日成立いたしました。その概要は、家賃支援給付金の創設、雇用調整助成金の上限額の引上げ、持続化給付金の対象拡大、そして地方創生臨時交付金などが主な内容で、神河町は臨時交付金を中心に予算編成をし、改めて御審議を賜りたいと考えています。

次に、少し開催形式を変え、神河町全域を7ブロックに分けて開催することといたしました町長懇談会は、5月29日より越知谷ブロックで開催させていただき、昨日、栗賀南ブロックを終えました。それぞれの区はじめ、ブロックごとの課題についてより深い意見交換をさせていただいています。今後の「大好き！私たちの町かみかわ」のまちづくりにしっかりとつなげてまいります。

さて、本日は第95回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

今定例会には、報告、人事案件、条例改正、工事請負契約、計画策定、承認、そして神河町一般会計ほか各会計補正予算など、計21件を提案させていただいています。議員の皆様には、よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

午前9時09分開会

○議長（廣納 良幸君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達してお

りますので、第95回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣納 良幸君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

5番、吉岡嘉宏議員、6番、小島義次議員、以上2名を指名いたします。

○議長（廣納 良幸君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月10日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月29日までの14日間と決しております。町長から提出されます議案は、報告4件、人事案件1件、条例の一部改正6件、工事請負契約の件1件、補正予算8件、計画の承認1件、計21件が提出されております。

議会からの提出議案は、ございません。

なお、定例会2日目には、追加提出議案として、報告1件、補正予算1件が提出される予定となっております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、報告第1号から第4号については了承、第48号議案から第55号議案については、表決をお願いすることとしております。

第56号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。

第57号議案から第63号議案の各特別会計、企業会計補正予算については、最終日採決としております。

承認第6号の計画の策定については、最終日に質疑、採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを6月5日の午後3時とし、通告がありました2名の議員により、本会議第2日目の22日に行います。

29日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に受理した請願、陳情等はございませんでした。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いし

ております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの14日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査及び行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をいただきます。

まず、総務文教常任委員会から三谷克巳常任委員長、お願いいたします。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 皆さん、おはようございます。2番、総務文教常任委員長の三谷でございます。

それでは、閉会中におきます総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。5月21日に委員会を開催し、所管課の事務調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。

最初に、税務課ですが、税等滞納整理対策委員会における滞納繰越額、これは、税、それから上下水道料やケーブルテレビの使用料、給食費、病院の診療費などですが、これらの滞納繰越額は3月末で2億992万7,000円となっております。うち1,080万8,000円を不納欠損処分の予定をしているとのことでございました。その中で、税務課関係では57件で、県民税も含めた1,022万8,878円の税の不納欠損処分の報告を受けております。非常に多額であります。報告につきましては、総務文教常任委員会では了承をいたしております。

次に、滞納処分の執行停止基準を明確にするため、神河町滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する要綱を制定し、4月1日から施行をしています。また、私債権の徴収停止基準、債券放棄要件を規定した神河町私債権等徴収停止及び債券放棄に関する要綱を制定し、4月1日から施行をしています。

次に、新型コロナウイルスに係る国税、地方税の納期限の延長の特例についての質疑がございまして、答弁では、新型コロナウイルス感染症対策では延滞金を発生させないという特殊な部分があり、これの対象になるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するもので、かつ、収入が昨年度の同時期と比べて20%程度減少した方になっているとのこととございました。

また、適用される税につきましては、神河町では住民税、固定資産税、また軽自動車税、国保税等、全般になるとのこととございまして、根拠資料を添付して申請していただくことになるとのこととございます。これらのことにつきましては、納税通知書、また納付書に同封して知らせる予定とのこととございました。

次に、口座振替の推奨活動の成果についての質疑がございまして、答弁では、納税者の生活様式の変化により、手軽に納付できるコンビニ収納に流れているため、口座振替が増えない要素になっているとのこととございまして、コンビニ収納と口座振替の収納率を確認しながら検証していく必要があるとのこととございました。

次に、会計課ですが、4月末の現金等保管総額は53億876万9,595円となっています。一時借入金は、5月21日時点では10億円となっていますが、月末には返済をする予定とのこととございました。一方、一時預貯金額は6億円となっております。

次に、地方自治法に基づきますところの指定金融機関の公金の収納等の定期検査を、2月13日に兵庫西農業協同組合寺前支店を対象に実施をしております。検査の結果、収納・支払い事務、関係帳簿・証拠書類の整理・保管状況は適切に処理をされていたとのこととございました。また、検査結果につきましては、JAにも報告をしているとのこととございます。

次に、教育委員会ですが、越知谷小学校・幼稚園の閉校式は、新型コロナウイルス感染予防対策のため延期をされており、現在、開催日はまだ決まっておりません。

次、GIGAスクール構想ですが、令和5年度までに小・中学校の全ての児童生徒が1人1台の状況でパソコンやタブレット端末が使える環境を整備する計画でしたが、これも新型コロナウイルスの緊急事態宣言を受けて、前倒しをして2年度に整備を行う予定とのこととございます。

次に、幼稚園、小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症対策でございますが、2月28日に学校等の臨時休業の要請を受けてからの対応につきましては、委員会資料の2ページから3ページに記載してあるとおりでございますので、御覧をいただきたいと思っております。また、臨時休業していた学校等につきましても、6月1日から再開をしていますが、夏季休業は、夏休みは短縮して、幼稚園、小学校、中学校ともに8月8日から16日までの9日間とします。したがって、1学期の終業式は8月7日、2学期の始業式は8月17日となります。

次に、学校等の行事関係ですが、中学校の修学旅行は10月1日から、また、トライやる・ウィークも12月7日からに延期をしております。さらに、子供会の球技大会は

中止となっています。

夏季休業を9日間にしても、授業時間の不足が生じてくるので、土曜日を登校日にする考えについての質疑がございまして、答弁では、土曜日を授業日にすると全職員の勤務割り振りを行わなくてはならなくなり大変難しいので、現時点では導入を考えていないとのことでございます。

また、不足する日数の補填につきましては、県教委からの指示も仰ぎながら、また、冬休み等を短縮することを考えている市町もあるので、他市町の様子も見ながら、今後検討していくとのことございました。

また、臨時休業中の期間中に進級をしているので、前の学年、新しい学年の授業内容について、再開後の授業の中での仕方についての質疑がございまして、答弁では、学習すべきことは2月には大体終わっており、残った分は休業中に課題として与え、授業に代わるものを提供してきた。各学校でしっかり考えてもらい、そして、進めていかざるを得ないと思っているとのことございました。

また、夏季休業日の短縮により、小・中学校、幼稚園も一番暑いときに登下校をするので、徒歩通学をしている園児等もバス通学を認めるなどの対策についての質疑がございまして、答弁では、今まで幼稚園は送迎を保護者をお願いしていた部分があるので、状況を見ながら保護者送迎も含めて検討をしている。また、この6、7月の1か月半ぐらいの間に、子供たちの様子を見ながら、登下校を含めていろんな対策を考えていかなければならないとのことございました。

また、学校行事、秋の運動会とか学習発表会などの中止を決めた自治体があるなどの報道がされますと、保護者も大変不安になるので、適切な時期に適切な判断をしてもらいたいとの要望がありまして、それに対しては、決めるところは早く決めていきたいとの回答でございました。

次に、地域交流センターですが、神河やまびこ学園も3月末で閉園となりましたが、新型コロナウイルス感染予防対策のために、第13期生の修園の集いは縮小して行い、そして、閉園式については延期をしております。

次に、公民館事業ですが、神河シニアカレッジは168名の受講生があり、教養講座、趣味講座13クラブを開催しますが、開校式や4月、5月の講座は中止をしております。

また、公民館教室事業、これは子供から高齢者を対象に、講座や教室など12事業を6月から開催する予定ですが、茶道教室は新型コロナウイルス感染症の関係で中止をします。また、第15回の美術展は、9月4日から6日に開催をする予定となっています。

自主公演事業の第10回かみかわ寄席は、来年の3月27日に延期をされています。また、県民芸術劇場一般公演は10月25日に開催をします。

次に、給食センターですが、食育の取組として、地場産野菜の納入状況ですが、元年度は天候、生産者の体調不良、高齢化により、昨年度より7.3ポイント減少した27.3%となっております。また、献立表につきましては、4月からホームページにアップを

するとのことをございます。

地産地消、また食育を目的に全国学校給食甲子園事業の取組についての質疑がございまして、答弁では、給食甲子園に出るとなれば、献立作成や調理員への負担が大きく、神河町の給食センターで取り組むことは難しいとのことをございました。

次に、このたびの学校等の夏季休業期間が、夏休みが短縮されることに伴い、暑い時期での給食調理・配送を行うことになるので、コンテナ倉庫のエアコン整備、それから保冷剤を使用する食缶、熱い食缶と分別したコンテナ配送など食中毒を出さない体制をつくっていき、安全な給食を提供していくとのことをございます。

また、学校等の休業により、給食中止に係るところのフードロス対策としまして、納品を止めることができなかつた食材は、神崎総合病院、特別養護老人ホーム、老人保健施設などに無償提供をしたとのことをございます。

次に、温水プールの設備の状況についての質疑がございまして、答弁では、毎月、業者による機械のメンテナンスを行って温水がつくれるようにしていると。温水をつくっているチラー7台のうち、1台が故障で動いていない状態となっているとのことをございます。また、新型コロナ対策での休館中に、職員とアクアテックのスタッフで壁の補修、ペンキの塗り直しをして、維持管理に努めているとのことをございました。

温水プールにつきましては、長谷地区から施設存続の署名もあり、今後の取組について協議を行っているとのことをございます。

最後に総務課ですが、総合行政用コンピューターの基幹系システム、これは住民基本台帳・税・財務会計等のシステムになりますが、そのシステムの機器保守サポート契約が今年の10月に契約満了となるので、システムの更新の計画をしています。新システムの導入は、指名型プロポーザル方式で業者を決定し、5年間の契約を予定しているとのことをございまして、多額の経費を要する事業なので、少しでも経費の節減をする対応を要望したところをございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係るところの対策本部、また連絡会議、執務体制、支援策などの対応についてでございまして、それらの対応策、経過につきましては、委員会資料の11ページから29ページに掲載してあるとおりでございまして、御覧をいただきたいと思ひます。

また、この件について、今後の各事業の進め方についての質疑がございまして、答弁では、事業の中止等をいつの時点で判断をしていかなければならないのかということと、中止をせずにやれる方法はないか。また、実施したときの効果はどうなのか。実施しなかつた場合には、来年度にどのようにつなげていくのかを想定して、取り組むよう指示をしているとのことをございました。

次に、ケーブルテレビ・インターネット事業の運営状況ですが、ケーブルテレビの加入者数は僅かですが減っています。反対に、インターネットの加入者は僅かですが増えているという状況でございまして。

また、防災番組としての「かみかわ安心安全防災情報コーナー」を制作をして、放送をしています。

次に、公衆無線LAN環境整備事業ですが、町内5か所の指定避難所にWi-Fiのアクセスポイントを設置する工事は、全て完了しております。

次に、ふるさとづくり応援寄附金、ふるさと納税ですが、元年度は1,214件で、金額は2,050万9,000円となりました。寄附金の額が減少しているのので、その対策についての質疑に対しましては、「ふるさとチョイス」にも、これはふるさと納税の業者ですが、「ふるさとチョイス」にも登録をしている。また、新たな返礼品、喜んでもらえる返礼品を開拓して、遠いところからの寄附者も獲得をしていき、寄附金額を増やしていきたいとのことをございました。

次に、プレミアム商品券事業ですが、商品券の購入引換券を郵送した方は1,110人で、対象者の50.57%となりました。また、商品券の換金率は99.74%となっております。

以上、大まかな報告をしましたが、その他の事項につきましては、お手元に配付の委員会報告のとおりとなっておりますので、御一読をお願いいたします。

以上で、総務文教常任委員会の委員会報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、民生福祉常任委員会、吉岡嘉宏常任委員長、お願いいたします。

○民生福祉常任委員会委員長（吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡嘉宏です。このたびから民生福祉常任委員長を務めることになりました。どうぞよろしく願いたします。

それでは、私のほうから、去る5月27日に開催されました民生福祉常任委員会の報告をさせていただきます。お手元にお配りの資料に基づいて、かいつまんでQ&Aで報告をさせていただきます。

まず、2ページでございます。最初に、公立神崎総合病院の事務調査をしました。公立神崎総合病院におかれましては、新たに、このたびから春名町参事兼事務長の出席の下の開催ということになりました。

主な質疑応答について、Q&Aで説明をします。

まず、質問Q、Q&AのQ、新事務長、春名事務長ですけども、質問いたしますが、公立神崎総合病院に着任され、まず最初にお感じられたことはどんなことでしょうか。答えとして、今まで春名参事は県立病院が長かったということで、県立病院で普通にあったものがないという印象。これは何かというと、具体的な各部門の目標が作成をされていない、ここから手をつけたいんだと、こういう回答でございました。

それから、クエスチョン、改革プランの中の「職員の意識改革」の具体的な中身は何かという問いに対し、答え、これまで経営状態を深く職員に伝えていなかったと思われる。まずは、借金体質になっている今の状態が普通ではないということを伝えていくという答えでございました。

次のQ、質問、病院に対する国県補助金や地方交付税の配分についてお知らせ願いたい。答えとしまして、補助金としましては、病院の新人看護師に対する育成費用補助として、令和元年度においては31万5,000円の計上であると。続いての答えとして、執行部のほうからですけども、普通交付税の措置として2億3,000万程度。特別交付税は、内容については明示されていないので、病院についての特別交付税という金額は分からないということです。令和2年度の一般会計から病院会計への繰出金は4億2,000万円程度の予定ということでございました。

クエスチョン、これまで公立神崎総合病院に対する町民からの声は、苦情しか聞こえないというふうに思っているが、町民にとって、なくてはならない病院づくりに邁進してほしいと思うがどうでしょうという質問。答え、アンサー、これまで当院には患者サービス向上委員会的なものがなかった。今後、提案し、創設し、その中でホスピタリティー、日本語に訳しますと患者に対する思いやりの視点から取組について議論する。

3ページに入りまして、急患に対して点滴をし、状態がよくなったら二、三時間で家へ帰される、ちょっとこれ、すみません、漢字が違ってますけど、帰されるケースでも、何が起こるか分からないので、最低1日は入院してもらい、明日、もう一度精密検査をしますという丁寧さが必要である。それが収益につながるということになる。どう思われてますかと。答え、アンサー、医師から見たら何千人かのうちの1人かもしれないが、患者から見たら先生しかいないという切実な思いがある。このホスピタリティーの重要性を医師に働きかけていきたい、こういうような議論をさせていただきました。

続きまして、健康福祉課です。これは、先ほど町長の本日の開会挨拶で、特別定額給付金の支給率は100パーに近いという挨拶がありましたが、今から申しますのは、あくまでも5月27日、委員会開催時の報告でありますので、念のため申し添えておきます。

①、特別定額給付金の事務処理状況の説明。4月27日現在、これは基準日ですね、対象世帯数4,186世帯、1万1,169人。5月26日現在で申請世帯数は3,348世帯、80%に上ると、高い数字だと思います。うち保留（不備）21世帯、口座番号が抜けているとか、そういった意味です、これが21世帯。5月29日までの支払い予定2,718世帯、64.9%、7,505人。金額にすると7億5,050万円。そして、これはいいことだなと思うんですけども、自宅に訪問し、記入のお手伝いをした件数が4件あると、これが特別定額給付金の5月27日現在での報告です。これについての主な質疑応答ですけども、クエスチョン、質問です。特別定額給付金支給事務での21世帯の不備の解消の道筋はどう考えているか。アンサー、答え、電話で不足書類の説明をし、高齢等の理由で支庁舎にお越し願えない世帯には、職員が訪問し対処している。不備の21世帯は、全て解消できる予定です。

それから、クエスチョン、5月26日現在で、3,348世帯が申請されたという数の多さとスピードの速さで、健康福祉課は大変だったと推察するが、残りの838世帯へ

のフォローはどうされるのか。アンサー、答え、申込日から一月後ぐらいをめどに催告書を送付する予定です。それでも申請されない方については、電話を入れる等をして受給率100%を目指すという回答でございました。

その他の質疑応答としまして、クエスチョン、新型コロナウイルス絡みで生活困窮の相談とかはあるのでしょうか。アンサー、答え、社会福祉協議会の緊急小口資金は、特別貸付けも含め15件程度の問合せがあり、社協で対応済みでございます。家賃の支払いに困っておられるケースには、兵庫県が委託しているワーカーズコープに家賃補助の申請をしてもらうようつないでおります。生活保護につながるようなケースはなかったとのことでございます。

クエスチョン、町の指定管理の職場にお勤めの方で、これは観光施設のことを言うんですけど、休業補償の有無や補償割合が60パーとか100パーとかばらつきがあるようですけども、勤務先によって対応がまちまちなのは、神河町にとっては少し不名誉なことと考えますがどう思われてますかという質問。アンサー、答え、現状把握が、申し訳ないが今のとこできていない。担当課を通じて確認し、法律に基づいた対応をしっかりとできるようにします。後日、調査結果を報告するとのことでございました。

クエスチョン、ひきこもり支援で実態調査をされているが、差し支えのない範囲で結果をお教え願いたい。アンサーとしまして、答えですね、実態調査の件数は51件。約半数は健康福祉課で把握している方で、残りの半分は未把握の方ですよという答えでございました。

クエスチョン、いづみ福祉会が神崎高校横に障害者施設を建設されたが、このことにより雇用が発生したか。また、ゆめ花館のほうでも募集予定が今後あるのでしょうかという人員の、雇用の質問でございます。アンサー、答え、いづみ福祉会のほうは、食事とか生活の介助という形で職員を二、三名雇用されたと聞いてますよと。それから、ゆめ花館については、新施設完成後に、これは支庁舎の入り口付近に新設が建つんですけども、完成後に生活介護事業を追加することもあり、複数名募集をされるというふうに思ってますということでございます。

次、住民生活課でございます。中播北部行政事務組合におきましての次期ごみ処理施設計画でございます。令和2年2月23日に、候補地、これは現段階では非公表でございます。候補地の集落説明会を実施し、賛否両論が出たと。今後、先進地視察をしようということ合意をしたということでございます。

それから、令和2年4月11日に2回目の説明会を予定されていましたが、コロナ禍のために中止せざるを得なかったということでございます。

次に、住民生活課全般の主な質疑ですけども、クエスチョン、地区防災計画の作成だが、自主防の総会がコロナ禍で中止になり、説明を受ける場がなくなった。今後、地区に対して手順や内容を説明してもらえる場は設けられるのか。アンサー、答え、昨年度実施した防災住民調査の結果も踏まえて、自主防の皆さんに集まってもらい、説明する

場をつくりますと。時期は、今後、詰めさせていただくということでございました。

5 ページ、入ります。避難所の三密対策はできているか。現時点では十分にできているとは言えない、答えですね。避難する事態になったとき、自宅の2階に避難する、あるいは親戚宅に身を寄せるほうがいい場合もある。避難所に多くの人が固まらないようなことも周知をしていきたい。早急に対策を進めていきたいということでございました。

次の質問、クエスチョン。町営住宅の比延団地で1軒傾いて、これは家屋が傾いているということです。家屋の傾きにより、入居停止の物件があるが、築18年しかたっていないのに、傾いているから入居停止というようなことはいかなものかと思うが、どういうふうを考えておられるか。アンサー、答え、専門業者に見てもらって、工法とか見積り等を取り、検討をしますということでございました。

クエスチョン、AEDの購入補助の件ですけども、購入補助は半額補助の上限15万、リースの場合は3万円限度でございましたが、一括購入がいいのか、リースがいいのか、リースでメンテナンス料も込みならリースのほうが良いように思うが、そこらの説明をしてほしいと。それと、買う場合、AEDを買う場合は、日赤を通して買えば、通常30万程度のもので15万程度で買えると、安く買えると、こういう大事なことは各区長に周知徹底されてますかという質問に対し、アンサー、答え、リースはメンテナンスもしてくれますが、割高になります。購入のケースでは、メンテナンスは各区で気をつけるしかないという違いがあります。メリット、デメリットを各区で御検討していただくようお願いをしたと、各区長さんにしたということです。それと、日赤を通してAEDを買えば安くなるという件については、各区長に通知済みであるということでございました。

次のクエスチョン。新野駅前団地の空きが4戸のときとか3戸のときがあるが、この新野団地だけ空きが多い原因は何ですかという質問。答え、1件だけ知っているケースがあって、それは、若者向け団地である中村団地か新野団地を選択するとき、子供の学校を替わりたくないから中村団地を選んだという、そういう事例は知ってますよと、これは1件だけね。町職員も若者団地に入居しているので、何か、どういう傾向なのかということ一度聞いてみますということでございました。

次のクエスチョン。町有施設省エネルギー管理委託業務の中にEMSの運用支援とあるが、具体的な内容を教えてください。アンサー、役場、中央公民館で使う電気量を計測し、基本料金の基になるデマンド値が上がらないように制御する。このEMSの機械は公民館に置いてあり、委託先の姫路にあるアセス姫路支店からも遠隔操作ができるようになっているとのことでございました。

最後の6ページ。上下水道課でございます。クエスチョン、下水道処理施設の町内の統廃合計画が進められている。経費を減らすための努力は必要であるが、大所高所から見て、将来の下水道の在り方についての他町との話合いや計画は今から必要であると思うが、どうお考えでしょうかという質問。答え、2つあって、1つ目のアンサー、答え、

水道事業のほうは、兵庫県の指導もあり、広域水道を目指すという動きはある。しかし、下水道事業のほうは、町をまたいでという話には今はなっていない。次の答え、アンサー、人口が減ってきたからと広域でと、下水は上から下に流れるので、姫路で受け止めていただくというのが一番合理的だと考える。県の調整のようなものがないと、3町ではなかなか進まないと思うと。

続きの質問で、クエスチョン、国道312号線に管路を引き、福本から市川、そこからまた福崎に流すようなイメージを早く考えて、地元の国会議員等に予算確保をしてもらうことが必要ではないか。兵庫県だけの力では無理と考える。現在、神河町の汚泥処理に係る負担が他市町と比べ、一番高くなっている。子孫に弊害を及ぼすことになるので、将来構想が必要です。例えば、ごみ処理施設建設で委託先を最初は探していましたが、どこにも断られ、結局、現在、自前でやることに決まったと。この間、福本区に延長をお願いし、多大な経費もかかった。こういった例をばねにして、一番安くつく方法はこれだということをして下水処理について考えてほしい。アンサー、執行部です。発言いただいたことを肝に銘じ、頑張るということでございました。

クエスチョン、昨年の山田区内の水道の配管工事後の舗装が悪くて、車両が通行するとき、ぼこぼこで走りにくい。こういう苦情が出ないように指導してほしいが、執行部はどうされているのかと。答え、アンサー、掘ったところは緩んで、幾ら転圧しても下がってしまう。全てきれいにすりつけができない部分がどうしてもできてしまうが、なるべくなじみがいいように指導をしますということでした。

以上、民生福祉常任委員会の開催結果報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 次に、産業建設常任委員会、栗原廣哉常任委員長、お願いいたします。

○産業建設常任委員会委員長（栗原 廣哉君） おはようございます。10番、栗原です。閉会中の産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、令和2年5月15日と同年6月10日の2回開催しました。まず、5月15日に開催しました委員会の主な報告をいたします。

最初は、建設課所管についてであります。町道水走り中河原線改良工事では、令和2年度予算で町道寺前停車場線との交差点を工事予定です。令和3年度で県道加美穴栗線との交差点の工事を実施し、遅くとも令和4年度から全線供用開始する予定です。

橋梁長寿命化修繕事業の進捗状況については、令和11年度までに修繕をする必要がある橋梁は85か所で、令和2年度は、トンネルの補修設計1件、橋梁修繕工事15橋の予算計上です。

この件について、次の質疑応答がありました。トンネルの補修は、橋梁の補助事業でいけるかどうか。答え、橋梁長寿命化修繕事業は、主要な道路構造物の長寿命化点検という形になり、道路構造物の中でも、特に橋梁、トンネル、横断歩道橋等も含まれてい

ます。

急傾斜地崩壊対策事業の取組状況です。本村区は、落石対策工事について、昨年度見送りになった箇所を発注する予定です。岩屋地区は、8月末まで工期延長をし、現在工事中です。鍛冶地区は、区域指定の途中でです。

次に、地籍課所管についてであります。地籍事業については、計画どおり順調に進捗しています。

ここで、次の質問がありました。現地調査は完了しているが、登記ができていないところがあるが。答え、現地調査が完了してから登記まで3年かかる。地籍調査は、1年目は現地調査、2年目は地籍確定・地図作成、3年目が登記の申請というサイクルになっていますということです。

次に、地域振興課所管についてであります。農林業係では、森林環境譲与税について、神河町への譲与額は、令和2年度・令和3年度、約4,080万円、令和4年度・令和5年度、約5,200万円、令和6年度、約6,300万円となっております。

次に、商工観光課であります。令和元年度の観光施設等への入り込み状況は、3月末で74万9,640人、前年比較5万2,982人の減となっています。暖冬のため、スキー場を中心に入り込みが大きく減少し、さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ほとんどの施設が落ち込んでいる状況にあります。現在は、終息後の開業再開に向け準備をさせていただいておりますが、運営上、大きなダメージを受けている施設が多く出ているのが実情であり、町としても各施設の経営の継続、安定に向け、今後、それぞれの指定管理者と十分協議をしていく予定です。

次に、ひと・まち・みらい課所管についてであります。シングルマザー移住支援事業については、移住実績、通算17組49人、うち転出4組9人。令和元年度実績、5組14名となっております。

アグリイノベーション事業については、令和2年度は、にんじんジュースを8万本委託製造します。作畑のイチゴハウスが台風被害に遭い倒壊したが、業者による復旧工事が未了のままです。

この件について、次の質疑応答がありました。令和2年2月4日の産業建設常任委員会のときの説明では、昨年台風19号で作畑のイチゴハウスが倒壊し、業者負担で建て替えるという話で、3月の定植に間に合うという説明を受けておりますが、全く進んでいないというのが現状です。土地の提供者も心配されておりますが、実際はどのようなになっているのか。答えとして、アグリイノベーション神河株式会社が発注したのが、親会社の孫請であり、この会社の経営状況が悪かったということで、その仲介に入る事業者と折衝をしてきたらしいのですが、現在は訴訟的な話になっていると聞いております。

問いで、これは補助事業で行われていると思いますが、補助金の返還という問題は起こりませんか。答え、その辺りにつきましても、総務省ともいろいろと折衝しています

が、いまだに結論が出ておりません。

次に、貸し工場関係については、令和2年3月25日に吉田組による造成工事が完成し、同年4月8日にすずき食品の社長が交代され、神河町に挨拶に来られ、同年5月8日の臨時会で建築工事補正予算が可決しました。

ここで次の質疑応答がありました。新しい社長についてもしっかりとした町との話、また、今までの経緯というものを理解しておいてもらわなければと心配するのですが。答えとして、御指摘のとおり、町からも情報を再度確認しながら、また、情報を提供しながら、意思疎通を図って進めていきたいと思っております。

次の問いが、貸し工場建築工事で、諸経費の金額が180万くらいしか計上してなかったということで、2,080万の補正を組んだのですが、こういった経緯であったのか。答え、その見積りの中身をもう少し精査しておけば、判断もできていたと思います。そういったところも含め、十分に精査ができていなかったということです。

次に、6月10日に開催しました委員会についてですが、これはひと・まち・みらい課の貸し工場建設と、アグリイノベーション神河株式会社についての説明を再度調査したものです。

まず、貸し工場建設について、貸し工場建築工事設計比較表に基づき、各項目の内訳、見積額、設計額、差引き額の説明を受けました。

この件について、次の質疑応答がありました。本会議で諸経費を忘れていたということであるが、資料で見ると増減は絶対出てくる。また、諸経費の計上忘れも、こういった資料があって初めて私たちも納得できるので、今後は、ぜひこういう資料を添付してください。答えとして、分かりやすく説明に努めるという部分と、そのための資料については、今後も十分配慮して、皆様方に少しでも御理解いただけるような資料づくりもやっていきたいと思っております。

次に、アグリイノベーション事業について。アグリイノベーション神河株式会社のイチゴハウス倒壊について、その経緯と、アグリイノベーション神河の対応並びに交渉状況、さらには補助金返還と休業補償等についての説明を受けました。

この件について、次の質疑応答がありました。質問、復旧できなければ補助金返還の請求をするという話だが、それはどこに対してするのか。答え、あくまで町はアグリイノベーション神河株式会社に補助金を出しているの、補助金請求先もアグリイノベーション神河株式会社になります。

質問、今後、作畑でのイチゴ栽培事業は続行するのか。それとも、裁判、訴訟となった場合、それが終わるまで何も手をつけずにそのまま置いておくのか。答え、町としては、現段階の企業同士の交渉とか、まだ進んでいない状況であり、補助金返還請求をするという前提よりも、やはりこの事業を継続するということがまず一番だと思っております。

時期はいつ頃になるのか。時期的には、11月、12月ぐらいを期限として考えてい

きたいと思っております。これも答えです、今後、事業を成功させるということにおいては、町もアグリノベーション神河株式会社も力を合わせてやる。しかし、果たすべき役割、責任はしっかりと求めていくという毅然とした態度を取っていきたいとの回答でした。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 次に、人権文化推進特別委員会、安部重助特別委員長、お願いいたします。

○人権文化推進特別委員会委員長（安部 重助君） 人権文化推進特別委員会委員長の安部でございます。

閉会中の人権文化推進特別委員会の報告をさせていただきます。

開催日は、令和2年5月19日、午前9時から第3会議室において。高橋宏安教育課参事兼社会教育課特命参事から社会教育について、藤原美樹教育課長から学校教育について、高木浩住民生活課長からは住民生活課取組について、それぞれ資料の説明を受け、質疑に入りました。

地区別人権教室、例年であれば7月から始まるが、今年は新型コロナウイルスの関係で、日程、開催方法等も含めて検討することのだが、その質問に対して、7月の役員会で検討の予定であったが、急遽5月29日に町人協役員会を開催し、今後の取組について協議を予定しているということでございます。教育課内でもいろいろな協議をしまして、通常なら各教室で視聴している人権啓発映画をケーブルテレビで放映できないかと映画制作の関係者に問い合わせたところ、ケーブルテレビで放映するには多額の費用が発生することと、断念しました。三密を避けた内容で開催できないか、役員会に委ねようと現時点では思っている。また、社会教育指導員の荒柴先生に人権について教室の中で指導していただいております、そういった内容について、ケーブルテレビを活用して、人権教室の放送版というようなことも一つの案として考えているとの答弁であります。

不登校と適応教室について、適応教室の利用者が5人で、不登校の方が8人おられますが、全く適応教室に参加されていないということで理解してもよいのかとの質問に対して、いろいろありまして、8名のほとんどについては、学校に来れば教室に上げられるけれども、休みが30日以上超えてしまって適応教室に行けないケースがありますが、友達関係、人間関係ができていっている部分もあり、そういうところをきっかけに教室に復帰できるよう進めていければというところで取り組んでいますとの答弁であります。

ほとんどの市町が、適応教室は学校以外の場所でやられていることが多いと思うのですが、学校に配置するということが復帰しやすいというメリットがあると思いますが、学校に全然行けない子のことを考えたときに、別の場所、例えば中央公民館で適応教室を持つことにより、全く来れなかった子でも何人かは参加できるのではと思うのですがとの質問に対して、不登校、言葉では一くりにしますけれども、その在り方は千差万

別で、そこに居場所をつくって、とにかく一つの行動を起こすことによって、不登校というのを考えたり、克服したりしていこうということなんですけれども、じゃあ、適応教室がどこにあればいいのかを考える中で、学校以外、例えば中央公民館であれば一般の方の出入りがあり、その面が気になるとか、距離的な問題とか、物理的な面で、いい面、課題のある面、検討する必要もあります。本町では、学校とか適応教室に足が向いていない子に、指導員とか学校教師が足を運んで、こちらからアプローチをしながら、状況を探りながら、一番いい手だては何か、手を差し伸べながら、まずは心を開いてもらう、それを行動に結びつけ、体験の中から自己有用感を高めていく、そのような方法で学校のほうからアプローチし、物だけでない心の居場所みたいなものをつくっていくことにより段階的に発展していければ、適応教室がどこにあってもつなぎたいということとされており、不登校の苦しみの状況も教師は理解しているので、保護者の方にも御理解をいただき、今後においても心理的な面と物理的な面、両方を考えながら進めていきたいとの答弁であります。

部落差別の解消の推進に関する条例の制定の中で、新たな取組として、インターネットの書き込みのチェックを行うことにしたが、ネットでチェックするには非常に広範囲に及び、膨大な作業ができないのではと思うが、どのような方法なのかとの質問に対して、例えば、2ちゃんねる、5ちゃんねるといったサイト、またヤフー知恵袋みたいな、そんな投稿するところもあり、主にそこにチェックをかけて確認している。探し出すと時間がかかりますので、1か月に1日で、1時間ないし2時間の設定で確認を進めている。役割業務の中で、セキュリティーの関係上、役場内にあるWi-Fiとか、そういった環境を通じてサイトを見るようにしており、限られた人、1人で対応している状況との答弁であります。

検索されることにより、どのような文言を検索されて探されているのか、モニタリング事業を始めてから何件ぐらい削除するべき書き込みがあったのか、これからは電腦社会であり、力を入れてほしいとの質問に対して、検索は3月頃からで、他の自治体の実施内容を参考にしながら、部落差別の地区名であったり、書き込みで特殊な言葉などを検索して確認している。特に3月以降については、神河町に関わる書き込みはなかった。今後の取組の状況を踏まえて、検討していきたいとの答弁であります。

寺小っ子体験塾や杉の子学級の人数が減っているとのことで大きな問題があるのではとの質問に対して、全体的に児童生徒が減ってきている状況であるが、1人でも希望者があれば開設していく思いである。今後は、対象児童が減った場合は、ふれあい学級や寺小っ子については人権学習に取り組んでいただいているので、方針は決定していませんが、そういったところを合同ですること視野にあり、少ないながらも実施していく方針に変わりはないとの答弁であります。

新型コロナウイルス感染による人権に関わる誹謗中傷を含めた多くの臆測での話がなされており、議員自身も状況を把握されているように思われておりますが、コロナの間

題に対する人権に関する検討材料もありますので、この事例の中で、該当する先生もおられますので、十分配慮した中で人権について深く考える機会としてはどの質問に対して、学校関係者も本当に心を痛め、関係する子供たち、職員を含めた関係するものに対してどうすればいいのかと考えさせられました。それがあよりないほうがよいのですが、非常に正面から向き合う機会をいただきました。その中で、ガイドライン、マニュアル的なものを考え、行動的な面、心理的な面、両面から考え、字面だけでなく本当に中身のある、意味を込めて、子供たちに対して、校長、教師も想定しながら、1回、2回と重ねて考えていき、呼びかけていきます。多くの会合が中止になっていますが、地域の交流の場、呼びかける場、一緒に考える場等、広く考えていく機会をつくっていきたいとの答弁であります。

次に、本人通知制度について、県内での取得率は3番目との報告であります。まだまだレベルが低い中で、法人、個人の第三者請求合計で65件あったが、特に問題等はなかったのかとの質問に対して、現在のところ、登録をされている方からは住民生活課、総務課に問題の報告は受けていないとのこと。また、本人も記憶にないことで、恐らく心配して開示請求をしますが、条例に基づいて開示請求してから本人に返ってくるまで、2週間以内という基準があり、本人は不安を抱えており、返答を極力優先するよう希望しますとの質問に対して、そのときには総務課の対応を早くするよう伝えるとの答弁であります。

以上で人権文化推進特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） ここで、私のほうより報告をさせていただきます。

3月定例会以降の主立った事項について報告をいたします。

3月25日、中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤原日順議員、小島議員と安部議員が出席しております。付議事件は令和2年度事務組合会計予算について、原案のとおり可決いたしました。

同じく3月27日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、小島議員と安部議員が出席しております。付議事件は令和2年度事務組合一般会計予算等について、原案のとおり可決しております。

5月8日、臨時会において、正副議長の選挙を行うとともに、各委員会の構成を決定しております。

5月13日、元大河内町議会議員として地方自治功労の功績に浴され、叙勲（旭日単光章）を受章された故岩本精介議員の奥様に表彰伝達を行っております。

5月14日、臨時会を開催し、新型コロナウイルス感染症対策に関する条例改正、補正予算等を議決しております。

5月14日、神崎郡議長会議が開かれ、私が出席しております。協議事項は、令和元年度事業報告及び決算、令和2年度事業計画及び予算等についてであります。いずれも承認、可決しております。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりについては、4月7日に第63号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

例年行われております各学校の入学式、行事等は、新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言の発令により自粛、延期、または中止となっております。

また、年度初めに開催されます西播磨市町議長会総会、神河町人権文化推進協議会総会、神河町観光協会通常総会、神河町商工会通常総代会なども開催されませんでした。令和元年度の事業報告並びに会計決算、令和2年度の事業計画並びに予算等について、いずれも書面決議により原案のとおり認定、可決しておりますので御報告申し上げます。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時17分休憩

午前10時40分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

議案の審議に入る前に、若干申し添えさせていただきます。

議員各位においては、会議規則第54条の第1項で、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同規則第55条第1項では、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。会議規則第54条及び第55条を遵守の上、よろしく願いをいたします。

当局におかれましては、質問に対して明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力をお願いいたします、よろしく願いをいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、報告第1号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、本年4月2日に発生した公用車事故の対物事故について、5月29日に示談が成立しましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御

審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院経営強化特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 総務課の井上でございます。それでは、報告第1号について詳細説明を申し上げますので、専決処分書を御覧ください。

この事故は、本年4月2日木曜日午前11時5分頃、朝来市生野町口銀谷525番地先の道路において発生した車両同士の事故でございます。

かんざき訪問看護ステーションの職員が公用車を利用者様宅の駐車場から道路に進入させた際、右方向から直進してきた生野町在住の男性の方が運転される乗用車に衝突したものでございます。公用車を右折させながら道路に進入したため、公用車の左フロントと相手車の右前ドア付近が衝突したものでございます。見通しの悪い場所であったにもかかわらず、左右の確認が不十分なまま道路に進入したことが事故要因でございます。

この事故は、物損事故でございまして、人身事故ではございません。

協議により、当方90%、相手方10%で、5月29日に示談が成立しましたので、相手車両の損害額29万9,200円の90%、26万9,280円の賠償金を6月の5日に支払いをさせていただきました。

なお、公用車につきましては、相手方からの賠償金と当方が加入する車両保険により修繕しましたので、一般財源等の持ち出しはございません。

以上でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。ただいま説明で右前ドアって言われたんですが、これ、資料によると相手の左前ドアになっとんですが、それと、看護ステーションで事故、結構あると思うんですが、昨年と今年、どれぐらいの件数があるか教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 総務課の井上でございます。大変申し訳ございません。相手車の左フロント付近に衝突したものでございます。大変申し訳ございません。

かんざき訪問看護ステーションの事故の件でございますが、昨年の5月の7日にもう一件公用車事故がございました。その件につきましては訴訟に発展をしております、もうしばらくで解決する見込みとなっております。

相手がある部分につきましては、昨年1件と本件1件というふうに記憶をしております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

報告第1号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第5 報告第2号

○議長（廣納 良幸君） 日程第5、報告第2号、令和元年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和元年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和元年度の繰越明許費の10事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。そうしましたら、報告2号につきまして詳細の御説明を申し上げます。一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

可決していただいております繰越明許費の10事業の財源内訳を御報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費の企業誘致事業（貸工場整備）は繰越額2億1,125万7,000円で、未収入特定財源として地方債2億1,060万円で、過疎債でございます。一般財源につきましては65万7,000円でございます。

続きまして、6款商工費、1項商工費の大河内高原整備事業（峰山高原スキー場ゲレンデ緑化工事）は繰越額3,196万8,000円で、未収入特定財源として地方債3,190万円で、同様に過疎債でございます。一般財源につきましては6万8,000円でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費の道整備交付金事業（町道神崎市川線）は繰越額650万円で、未収入特定財源として国庫支出金300万円、地方債300万円で、公共事業債でございます。一般財源につきましては50万円でございます。

同じく、道整備交付金事業（町道水走り中河原線）は繰越額3,028万円で、未収入特定財源として国庫支出金1,464万円、地方債1,470万円で、公共事業債700万

円と合併特例債770万円でございます。一般財源につきましては94万円でございます。

同じく、道整備交付金事業（町道神崎市川支線）は繰越額1,050万円で、未収入特定財源として国庫支出金500万円、地方債500万円で、公共事業債でございます。一般財源につきましては50万円でございます。

続いて、同じく町単独町道改良事業（町道作畑新田線）は繰越額2,916万5,000円で、未収入特定財源として地方債2,870万円で、辺地債でございます。一般財源は46万5,000円でございます。

続いて、同じく社会資本整備総合交付金事業（橋梁長寿命化修繕工事）は繰越額8,325万9,000円で、未収入特定財源として国庫支出金2,734万4,000円、地方債5,390万円で、公共事業債として1,070万円と過疎債が4,320万円でございます。一般財源につきましては201万5,000円でございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校の校内通信ネットワーク整備事業は繰越額4,839万3,000円で、未収入特定財源として国庫支出金1,364万7,000円、地方債3,450万円で、義務教育債でございます。一般財源は24万6,000円でございます。

同じく、3項中学校費の校内通信ネットワーク整備事業は繰越額1,997万9,000円で、未収入特定財源として国庫支出金487万6,000円、地方債1,500万円で、同じく義務教育債でございます。一般財源は10万3,000円でございます。

同じく、5項社会教育費の学童保育クラブ管理運営事業（寺前学童ルーム拡張工事）は繰越額966万3,000円で、未収入特定財源として県支出金469万2,000円で、一般財源は497万1,000円でございます。

これによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計は一般財源の合計額1,046万5,000円でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

報告第2号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第6 報告第3号

○議長（廣納 良幸君） 日程第6、報告第3号、令和元年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和元年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

内容は、平成30年度から進めております大河内浄化センター長寿命化整備事業の令和元年度分の一部と令和元年度から進めております大山浄化センター長寿命化整備事業及び統廃合管渠布設工事（大河内処理区・上小田処理区・南小田処理区）において、一部追加工事と入札不調及び計画案の策定に相当の期間を要し、工事の入札、契約が遅れたことによる繰越しでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。報告第3号、令和元年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。令和元年度神河町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第3項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、大河内浄化センター長寿命化整備事業でございます。予算計上額2億3,639万円、支払い義務発生額1億6,069万円、翌年度繰越額7,570万円、繰越額の財源内訳は国庫補助金4,138万円と企業債3,430万円、損益勘定留保金2万円、不用額はゼロでございます。

この工事は、神河町と日本下水道事業団とで建設工事委託に関する協定書を締結し、日本下水道事業団の発注により工事発注をした工事であります。下水道事業団とは2か年契約で3億4,174万円の契約をしており、そのうち令和元年度分は2億3,639万円の工事予定としておりました。繰越しを行った理由といたしましては、工事期間中に分配槽の腐食が見つかり、対応の防食塗装を追加実施したため年度内完成が不可能となりましたので、翌年度に繰越しを行うものであります。

次に、事業名、大山浄化センター長寿命化整備事業でございます。予算計上額1億7,660万円、支払い義務発生額5,670万円、翌年度繰越額1億1,990万円、繰越額の財源内訳は、国庫補助金6,492万円と企業債5,490万円、損益勘定留保資金8万円、不用額はゼロでございます。

この工事も、神河町と日本下水道事業団とで建設工事委託に関する協定を締結し、日本下水道事業団の発注により工事発注を行う工事であります。下水道事業団とは2か年契約で2億3,351万円の契約をしており、そのうち令和元年度分は1億7,660万円の工事予定としておりました。繰越理由は、具体的に言いますと、今回の工事につつま

しては電気設備と水処理設備の工事で、水処理設備と電気設備はセットで行う工事となっており、電気設備の入札を下水道事業団が令和元年度中に執行しましたが不調に終わり、調整に時間を要したため年度内分の完成が無理になりましたので、翌年度に繰越しを行うものであります。

次に、事業名、統廃合管渠布設工事（大河内処理区・上小田処理区・南小田処理区）でございます。予算計上額3,588万円、支払い義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額3,588万円、未契約の繰越しでございます。財源内訳は、国庫補助金1,794万円と企業債1,790万円、損益勘定留保金4万円、不用額はゼロでございます。繰越理由としましては、地元調整を行う上で計画案の策定に相当の期間を要しましたので、入札執行にまで至らず、翌年度に繰越しを行うものでございます。

以上が繰越内容並びに繰越理由でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。ちょっと確認ですけど、私の聞き間違いであれば許していただきたいんですが、説明の中で、地方公共事業法の第26条の第1項とここに記載してあるんですが、説明では3項と私聞いたんですけど、どちらが正しいんですか。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 申し訳ございません。第26条3項ということでございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

ただいま指摘ございました件に関しては、後ほど、上下水道課長、差し替えをお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。今回のこういう訂正事項、過去にもいろいろとあるんですけど、やはりしっかりとチェックといたしますか、そういうところを出していただいて提出してもらわなければ、最近、差し替えとか訂正が多く見かけますので、しっかりとそこらあたりのチェックをして提出をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。議案提出に関しましては、私、総務課長の責任ということでございまして、これまでも議員の皆様方にはいろいろと差し替え等もお願いもしてきたこともございます。今回につきましても大変申し訳なく思っております。以降、こういうことのないようにしっかりと点検作業を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

報告第3号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 報告第4号

○議長（廣納 良幸君） 日程第7、報告第4号、令和元年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和元年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。

この兵庫県町土地開発公社は構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。私のほうから土地開発公社の報告をということで説明をさせていただきます。お手元の冊子のほうを御覧ください。

それでは、兵庫県町土地開発公社の令和元年度事業報告書及び計算書類によりまして、詳細説明をいたします。1ページをお開きください。

まず、1ページ、2ページは事業の概況と執行状況でございます。公有地取得事業において、委託による新たな土地の取得はございませんでした。土地の処分状況は1件、総額2,361万7,000円で、令和元年度中に全て土地の処分が完了をいたしました。

次に、事業収支では3年連続の赤字となり、その損失額は13万4,978円となっております。この損失につきましては、当年度末未処分利益剰余金を処分して、翌年度繰越金剰余金を1,945万1,571円としているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。財務の概況でございます。1、収益的収入及び支出でございます。収入、1、事業収益の決算額は2,365万95円で、公有地取得事業収益で1町1件分の町からの買戻し金でございます。

次に、2、事業外収益の決算額は3,462円で、1、受取利息、1、基本財産利息の

1,827円は12町からの出資金総額1,800万円に係る利息でございます。2、預金利息の1,635円は未処分利益剰余金に係る利息でございます。収益的収入合計は事業外収益を合わせまして、2,365万3,557円となっております。

続きまして、4ページ、支出でございます。事業原価の決算は2,365万95円で、1、公有地取得事業原価で1町1件分の町からの買戻しに係る金融機関への借入金の償還分でございます。2、販売費及び一般管理費の決算額は13万8,440円で、事業の必要経費でございます。旅費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金を経費として支出しております。収益的支出合計の決算額は、事業原価、販売費及び一般管理費を合わせまして、2,378万8,535円となっております。収益的収入合計から収益的支出合計を差し引いた当期純利益はマイナス13万4,978円となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。2、資本的収入及び支出でございます。収入の決算額につきましては、委託による新たな土地の取得はございませんでした。支出、2、長期借入金返済金の決算額は2,361万7,000円で、令和元年度に1町からの買戻し額の元利相当額となっております。資本的支出の合計決算額は2,361万7,000円となっております。これによりまして、令和元年度中に全ての土地の処分が完了をいたしております。

続いて、6ページをお願いします。6ページの一番上に借入金の概要で、金融機関への償還が全て完了したことによりまして、期末残高はございません。

続いて、14ページをお願いいたします。令和2年3月31日現在の財産目録でございます。まず、資産の部、1、流動資産、1、預金の期末残高は3,745万1,571円です。2、公有用地は全ての土地の完了により期末残高はございません。次に、負債の部、長期借入金は金融機関への償還が全て完了したことにより、期末残高はございません。差引き正味資産は期末において3,745万1,571円でございます。これは12町の出資金総額1,800万円と未処分利益剰余金1,945万1,571円の合計額となっております。

最後に、18ページを御覧ください。18ページ以降は、令和2年度の事業計画及び資金計画でございます。新たに土地の取得を行う事業の計画はございません。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点状況を教えていただきたいんですが、この土地開発公社の利用については、ここ数年来だんだん利用がなくなって、一応今年度で全て土地の保有についてはゼロになっているという状況です。そういう状況の中で、今年の事業の計画を見ますと、会議を持ちますと、土地開発公社の現状と課題という形の中で、何か公社の、土地開発公社の在り方等についても課題になって

いるんじゃないかと思しますので、今後、この土地開発公社の課題も含めて、どのような取組をされようとしているのか、分かっている範囲で教えていただきたいんです。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 公社の利用が減ってきている中で、今後どういった形でというような御質問でございます。実は、この公社につきましては、毎年1件程度大きな事業を計画された構成の団体のほうからというようなことで事業の利用をされているというようなところがあるわけございまして、今後どんどん、昔と比べますと先行用地の取得というのが、ハード事業が減ってきているという中で、だんだん少なくなってきたというような中で公社の在り方というところも検討がなされていくというようなことかなとは思います。

ただ、今のところは、特に公社についての方向性といえますか、在り方というようなところの具体的な議論等についてはないというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

報告第4号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いをいたします。

日程第8 第48号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第8、第48号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第48号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。

中播公平委員会は3名の委員で構成されておりますが、そのうち神河町の森本佳也委員の任期が本年6月30日をもって満了いたします。森本委員は平成28年7月から1期4年務めていただきましたが、このたび任期満了に伴い御勇退されることとなり、新任として谷口勝則氏を選任いたしたく、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、委員の任期は4年ございまして、現在、市川町の松下洋一氏と福崎町の中塚保彦氏が就任されております。松下氏につきましては令和3年6月30日まで、中塚氏につきましては令和4年6月30日が任期満了となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、詳細につきまして御説明申し上げます。

中播公平委員会は、御承知のとおり、神河町、市川町、福崎町、中播衛生施設事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、くれさか環境事務組合、中播北部行政事務組合、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合で共同設置している行政委員会でございます。

このたびの中播公平委員会委員の選任につきましては、神河町選出の森本佳也委員の任期満了に伴うものであり、中播公平委員会管理者町である福崎町から谷口勝則様を新任委員として選任同意を求める旨の通知がありましたので、提案を行うものでございます。なお、経歴等につきましては、添付資料の経歴を御覧ください。

谷口勝則様は、平成29年3月に神河町役場を退職され、現在は上小田区会計を務められておられます。役場勤務は38年間に及び、その後は再任用職員として2年間、臨時職員として1年間勤務いただき、勤勉、誠実なお人柄で、総務課付町参事で退職されるまでの間、住民生活、健康福祉、農林、建設、税務、教育、会計、総務とほぼ役場の全業務を経験されておまして、本行政委員会委員としましては適任者でございます。

なお、任期は令和2年7月1日から令和6年6月30日までの4年間となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第48号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第48号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9 第49号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第9、第49号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第49号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、本年1月28日に、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が公布され、その政令第2条において、新型コロナウイルス感染症については、令和3年1月31日までの期間指定感染症に指定することとされました。その政令施行を受け、3月18日に新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例支給について、人事院規則の一部が改正され、規定されている防疫等作業手当の特例として、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した者について、手当を支給するよう規定整備されました。この通知を受け、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した者について、手当を支給するよう規定整備するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院経営強化特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、第49号議案の詳細説明をいたします。

このたびの条例改正は、新型コロナウイルス感染症から住民の皆様の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置作業や感染症病床等における診療、看護等業務に従事する病院職員等の感染リスク及び厳しい勤務環境と緊迫した雰囲気の中で、平常時には想定されない業務に当たることによる心理的負担等を評価し、国、県に準じて手当を支給すべく神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

取扱いにつきましては、現行の特殊勤務手当の一つであります感染症防疫作業手当、1日200円の特例として措置するものでございます。

条例改正案を御覧ください。まず、附則第2項で、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院または宿泊施設、その他これらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって、町長が規則で定める作業に従事したときは、政令第2条に規定する期間に限り、感染症防疫作業手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない

としています。

次に、附則第3項で、前項の手当の額は、従事した1回につき1,200円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、そのほかこれらに準ずる作業として町長が規則で定める作業、以下、接触作業等と略称いたしますけれども、この作業に従事した場合にあっては1,600円とし、その額の合計が1日につき3,000円、接触作業等に従事した場合にあっては4,000円を超えない額を限りとして支給するとしています。

これら2項は入院外診療に係る緊急措置に係る規定整備であり、支給対象は公立神崎総合病院等で行われる診療やそれらを後方支援する業務、適用期間の終期は新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条で規定する日の令和3年1月31日、そして、新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫作業手当を支給した者については、条例第4条で定める感染症防疫作業手当1日200円は支給しない。支給額は入院外診療における緊急措置、検査等については1回1,200円、接触作業等に従事した場合にあっては1,600円とし、1日に複数回の対応をした場合であっても1日につき3,000円、接触作業等に従事した場合にあっては4,000円を上限とすることとしています。

なお、支給額については国の人事院規則に準じたものでございますが、当町案との差異が1点ございます。国、県では、支給額の規定をリスク等に応じ1日につき3,000円または4,000円としています。当町では、1日につき3,000円または4,000円を超えない額とし、これら未満の額を許容することとした上で、1回当たりの手当を創設したこととございます。当地域内及び町内または院内の感染者発生状況を鑑みますと、国が想定するリスクよりは断然小さいものと考えられます。後ほど御説明いたしますが、第4項で規定する感染症病床等で勤務する看護師はコロナ患者、疑いを含みますけれども、対応病床で終日勤務するため、その接触度や緊張度合いを比較考量し、1日当たり上限額の国、県と同額を支給することといたします。一方、この附則第2項の規定のとおり、例えば入院外でPCR検査等に携わった者に対しては、1回当たりを適用することといたします。これらPCR検査に携わった者に1日当たりの3,000円または4,000円の支給額を適用しますと、先ほど述べました感染症病床等勤務看護師とのバランスを欠くこととなります。回数にしますと、1日にPCR検査を3回行えば、額にして1日当たりの額3,000円または4,000円に達するよう設計をしております。この1回当たりの額につきましては、県立病院で規定される結核病棟等勤務手当の計算式に当院の医師を含む全職員の平均給料を当てはめた額であり、まさに参考とする手当として適切なものと考えているところでございます。

次に、入院診療等についての規定整備について御説明申し上げます。附則第4項を御覧ください。附則第4項では、職員のうち医師、看護師、医療技術職員または看護業務の補助に従事する者が病院の感染症病床、感染者等の自宅及びこれらに準じたものとして町長が認めた場所において、感染者等の診療、看護、リハビリ、看護業務の補助等の

業務に従事したときは、政令第2条に規定する期間に限り手当を支給するとし、附則第5項では、前項の手当の額は、従事した日1日につき3,000円、接触作業等に従事した場合にあっては4,000円とするとしています。

これら2項の規定によりまして、病院の感染症病床や感染者等の自宅等で行われる診療、看護、リハビリ、看護業務の補助等の業務に従事した場合に手当を支給すること、適用期間の終期は新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条で規定する日の令和3年1月31日であること、支給額は1日3,000円、接触業務に従事した場合は4,000円と規定しております。

最後に、附則第6項で、職員が同一勤務日において、附則第2項及び第4項の作業または業務のいずれにも従事した場合には、それらの手当額のうち最高のものに限り支給するとしており、これら複数の業務を行った場合においても、1日につき3,000円、接触作業等に従事した場合にあっては4,000円を上限として支給する旨を規定したものでございます。

そして、条例附則において施行日を県内で初めて感染者が確認された日である令和2年3月1日として遡り適用とすることとしております。

また、附則第2項及び第3項において、町長が規則で定める作業と規定しており、この条例改正と合わせて神河町職員の給与に関する規則の一部改正を行うこととさせていただいております。その規則の中で、主な作業の内容や主な従事者を規定しているものでございます。

以上で条例改正に係る詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第49号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第49号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 第50号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第10、第50号議案、神河ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河ふるさとづくり応援寄附条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、平成30年度に第2次神河町長期総合計画が改正されたことにより、ふるさと納税の寄附を集める事業の改正を行うものであります。条例本文の第2条をまちづくりの基本目標6本柱に改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第50号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、可決されました。

日程第11 第51号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第11、第51号議案、神河町債権管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町債権管理条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現在、町の私債権については神河町債権管理条例に基づいて債権整理を執行しているわけですが、同時に公債権にも滞納がある者について、現状の債権管理条例においては公債権との滞納者情報の共有ができないため、町としてより一層滞納整理を進めることを目的として、滞納情報の相互利用の条文を追加とする神河町債権管理条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第51号議案の説明をさせていただきます。

今回の神河町債権管理条例の改正点につきまして、公債権、私債権ともに滞納がある者について、現状の債権管理条例においてはその情報を相互に共有することができないため、滞納者情報の相互利用の条文を追加し、神河町債権管理条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第5条の2につきまして、滞納者情報の相互利用の規定の創設でございます。町の私債権につきましては、神河町債権管理条例に基づいて、各担当課で滞納整理をしており、これまで税務課で持つ滞納者個人情報情報は地方税法第22条に定められている税務職員の守秘義務として取り扱い、私債権との情報共有はしておりませんでした。しかし、滞納整理委員会での公債権、私債権を含めた協議の中で、町全体の債権の効率的な管理、回収のために滞納者情報の共有ができないかとの疑義が生じ、総務省の見解や他の自治体での情報共有の在り方等を調査しましたところ、滞納者情報の一部については、条例等で規定を設ければ、自治体内での情報共有に問題ないとの見解になりました。このことから、町としての債権の一元管理も視野に入れた債権管理、徴収強化のため、情報共有の規定を追加するものでございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、第51号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第51号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第51号議案は、可決されました。

日程第12 第52号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第12、第52号議案、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第52号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布されました。この法改正により行政のデジタル化を推進するため、マイナンバー通知カードからマイナンバーカードへの移行拡大を目的として、令和2年5月25日をもって、マイナンバー通知カードの発行等ができなくなりました。このことから、当該通知カードの再交付手数料を定めている神河町手数料条例の一部を改正するものでございます。

現在、通知カードをお持ちの方で、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は引き続き通知カードでマイナンバーを証明することができますが、5月25日以降、氏名、住所等の記載事項に変更がある方につきましては、マイナンバーカードを取得いただくか、マイナンバーが記載された住民票の写しを取得いただくことにより、マイナンバーを証明していただくこととなります。なお、マイナンバーカードにつきましては、通知カードがなくても作ることができます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第5 2号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第5 2号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 第5 3号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第13、第5 3号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5 3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、公的年金等の支給を受ける者の公的年金の一部が所得に重複計上されることを防ぐ趣旨から、このたび障害者相互支援法施行令の一部が改正され、自立支援医療制度の当該基準において、令和2年7月1日施行で合計所得から公的年金等の所得が控除されることになりました。

これを受けて、県の福祉医療に係る要綱についても、令和2年7月1日施行で低所得者基準に係る改正を行う予定となっており、神河町においても県の要綱改正に伴い、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本提案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。このいわゆる重複課税をしていたと、年金の所得についてダブルカウントをしていたと、これをもうやめますよということなんですけども、これをやめることによって、低所得者の認定を今度は受けられる可能性が出る人がおると思うんですね。受けられたら、そのことで医療証がもらえるメリットが出てくるんですね。こういう住民にとってはプラスの制度改正なんですけども、該当者、どうでしょう、出たんでしょうか。そのことをお尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。吉岡議員の御質問の

お答えをさせていただきます。

この法改正並びに条例改正によりまして、利用者負担上限月額が下がることから、低所得者、対象者は増えることとなります。議員のおっしゃるとおりでございます。確認をいたしましたところ、今年度につきましては、今回の改正によりまして、新たに低所得者となられる方はありません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 第54号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第14、第54号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や、一般職の地方公務員の補償制度を参考に定められています。令和元年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償額の基礎となる補償基礎額の改正がなされ、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。また、民法の一部を改正する法律により、法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金前払い一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用い

る利率についても改定を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、添付しております新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。新旧対照表の1ページは、この条例の第5条、消防団員等の公務災害補償の補償基礎額を規定した部分ですが、改正後の第2項第1号の5行目から6行目にかけての下線部分は、事故発生日の定義がこの条文以降に記載される場合に、その「事故発生日」という文言で簡略化できるように文言の整理を行うものでございます。

次に、第2号の7行目になります。消防作業従事者もしくは救急業務の協力、応急措置の業務の従事、この部分は民間人等のそのような作業などを意味をしておりますが、そのようなことにより死亡や負傷をしたり、もしくは疾病や障害の状態になったときの補償基礎額を8,800円から8,900円に改めるものでございます。

次に、3項の3行目、一番下の部分から次の2ページの1行目にかけての下線のところは、1号のところで申し上げた「事故発生日」の文言整理になります。

2ページ、附則第3条の4第5項2号、3行目の部分です。障害補償年金前払い一時金等が支給をされた場合における障害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。これは民法の一部が改正され、それまで100分の5と固定してあった法定利率を改正後は3%から3年ごとに市場金利に連動して利率の見直しを行う変動制になったことから、この利率の記載の仕方を改めるものでございます。

3ページの、同じく附則第3条の4第6項の8行目から9行目にかけてと、4ページの附則第4条第7項第2号及び第8号も同様に、法定利率の記載の仕方を事故発生日における法定利率に改めるものです。

4ページの一番下は、第5条に規定する補償基礎額の別表になります。消防団員の階級や勤務年数に応じて、左側の改正後の別表に記載する金額にそれぞれ改めるものでございます。

最初の条例文のページに戻っていただきたく思います。附則の説明をさせていただきます。附則の1項、改正後の条例の施行期日ですが、令和2年4月1日から適用とするものです。附則第2項は、新条例の第5条第2項及び別表に規定する補償基礎額は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償に適用されますが、令和2年4月1日を境として、同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る損害補償に

ついでに適用と、なお従前の例が適用される損害補償があることを示した経過措置を規定しております。

次に、2ページの附則3号でございますが、旧条例により、令和2年4月1日から新条例の施行前日までの間に旧条例の規定に基づいて支払われた損害補償は新条例の損害補償の内払いとみなすというものでございます。

以上が提案の内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第6の報告第3号の訂正の件について、谷総上下水道課長から説明をしたい旨ありましたので、許可いたします。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。午前中の報告第3号の質疑で、繰越計算書が地方公営企業法第26条第1項とあるが、第3項の間違ひではないかとの御指摘をいただき、第3項が正しいとお答えし訂正をお願いしましたが、繰越計算書は第1項の規定、建設または改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合において、管理者はその額を翌年度に繰越し使用することができるという条項に基づき作成した資料でありますので、第1項が正しく、訂正なしをお願いをいたします。ちなみに、第3項は議会への報告の義務について書かれた条項であります。私の勉強不足でした。申し訳ございませんでした。

○議長（廣納 良幸君） それでは、訂正が終わりました。

日程に戻ります。

日程第15 第55号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第15、第55号議案、神河町貸工場建築工事請負契約の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町貸工場建築工事請負契約の件でございます。

本件は、令和元年度において福本地内で貸し工場用地として造成工事を実施した土地に貸し工場を建築する工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸し工場は、軽量鉄骨平家建てで、建築面積は2,631.06平方メートルと、ビニールハウス2棟397.44平方メートルを建築するものでございます。建築工事を令和2年12月28日を工期として完了した後、入居予定のシイタケ菌床製造会社であるすずき食品研究所が内装、設備等の工事を実施し、令和3年4月からの稼働を予定しております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課の藤原でございます。それでは、詳細について御説明をいたします。

まず、1ページを御覧をください。工事請負契約に関する附属説明書でございます。まず、1、入札の状況でございますが、令和2年6月3日水曜日、午前8時52分から役場3階第3会議室におきまして、神河町貸工場建築工事の事後審査型条件付一般競争入札を行いました。

次に、応札業者及び入札書記載金額でございますが、応札業者は5社ございました。開札の結果、但南建設株式会社が落札候補者となりました。落札価格は1億7,170万円でございます。予定価格は1億9,307万5,000円、最低制限価格は1億5,446万円で、請負率は88.93%になっております。(3)契約金額は、消費税10%を加算した額で1億8,887万円でございます。本議案の御承認をいただきましたら、本日付で契約をする予定でございます。

次に、2、契約相手方の経歴でございますが、工事出来高と資本金につきましては記載のとおりでございます。

工期予定は、着手につきましては議会で議決をいただいた日からで本日から、完成は令和2年12月28日の予定でございます。

次の2ページには但南建設株式会社の工事経歴書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

次の3ページには工事概要をつけております。工事場所は、福本地内字福山奥で、令和元年度において造成工事を実施した土地に貸し工場を建築するものでございます。造成地は上下2段となっており、下の段をA区画、上の段をB区画としております。

それでは、主な工事の内容について御説明いたします。まず、A区画、下の段になりますが、軽量鉄骨造平家建ての貸し工場2,631.06平方メートルの建築を行います。土工としまして、地盤改良を予定をいたしております。5ページの資料2、町工事出来上がり図面を御覧をいただきたく思います。建物の外壁の外に2点鎖線で囲っている範囲になりますが、造成工事において未実施でございました建物敷地分と建物外周の各5メートルの幅を深さ50センチで改良をいたします。建物の外部仕上げについてでございますが、7ページの資料4、立面図を御覧をいただきたく思います。屋根につきましてはカラーガルバリウム鋼板の折板ぶき、外壁は厚さ5センチのALCパネルに防水塗装を施し仕上げる予定といたしております。

3ページに戻ります。内部の仕上げでございますが、コンクリート直ならし仕上げの床となります。電気設備といたしましては、受変電設備、キュービクルになりますが、電灯、動力を合わせて、最終200キロボルトアンペアの容量を予定しており、キュービクルからの動力幹線と弱電の引込み配線を実施し、トイレ部の電灯、コンセントや非常用照明29台、煙感知器38個を整備をいたす予定でございます。機械設備では、衛生器具設備としまして男女トイレに大便器計3基と小便器2基を設置をいたします。また、消防設備として水槽を設置し、消火ポンプにより屋内消火栓3基へ送水することといたしております。内装関係につきましては、5ページの資料2、町工事の出来上がり図面のとおり、トイレ整備のみを町が行い、トイレ以外の内装でありますとか必要な機械設備、付随する電気工事などについては2月21日に開催をしました入居者選定プロポーザル審査委員会において入居者として決定をいたしております、すずき食品研究所において実施をしていただくことになっており、最終の出来上がりは6ページの資料3の形になる予定でございます。赤表示をしておる部分がすずき食品研究所が内装整備をする範囲としております。

次に、B区画の耐候性ビニールハウスでございますが、8ページの資料5を御覧をください。準備室を含めて、長さ21.6メートル、幅9.2メートルのハウスを2棟建築する予定でございます。設備機械は1棟につき40センチ換気扇1基、60センチ換気扇が2基、電動シャッターとともに付きます。また、風圧シャッター1基とインレットシ

ャッター4基を装備し、制御盤によって温度管理をできるようにいたします。

3ページに戻ります。その他の工事でございますが、外構工事として雨水排水工事、進入道路から貸し工場に入るシャッター前の広場にアスファルト舗装390平方メートルを行い、土の持込み防止策を取る予定といたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。最近、地球の気候環境が変わってきて、日本でも大きな風水害が起こる可能性があると言われておりますけれども、この建物、工場の建屋ですね。それと、ビニールハウスにつきまして、雪対策、何センチぐらいの雪に耐えられるのか。それから、風対策ですね。風速何メートルぐらいまでもつかいいうこと、それぞれ建屋とビニールハウスについて分かってましたら教えていただきたいと思います。

それと、2点目に、建設土地の周囲の排水溝があると思うんですけども、その排水能力ですね。1時間当たり何ミリの雨にも耐えられるかというところ。その2点をお伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

貸し工場本体のほうについては、特に今手元に何センチの積雪とか風速何メートルっていう部分はございませんけれども、建築確認を取っておりますので一定の積雪、あるいは風速には耐え得るものとしての基準をクリアしておるということで御理解をいただければと思うところでございます。

それから、パイプハウスの部分につきましては、メーカーのホームページ等を見ますと40メートルの風速には耐えるということでは表示をしておりますが、こちらのほうにつきましては園芸用施設の安全構造基準を根拠として計算値を出していただいております。風の負荷に伴う部分については計算上は30メートルということになってございます。また、積雪につきましては15センチの積雪までの対応が可能といったような形で報告をいただいております。

それから、排水の能力の部分については、ちょっと今手元には持っておりませんが、造成の際に水が出てくる部分を想定をする中で配水値の容量も計算をして土木の審査も通ったという形になってございますので、一定の安全基準はクリアしておるということでございますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。今の回答の中で、ビニールハウスについて、積雪15センチとありましたけれども、何年か前にはもっ

と多く、60センチ、70センチの、この辺りでも雪が降ったと思うんです。この可能性もなきにしもあらずということで、15センチ以上の積雪があって、ビニールハウスが倒れたら、もうそれはそれで終わりというようなことになるんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。ビニールハウスそのものについての供用開始といいますか、すずき食品さんのほうの計画上では3年目ぐらいから実際には稼働させたいということでお聞きをしておりますけれども、下の貸し工場と併せて、上のビニールハウスについても稼働時から一体管理をしていただくということにいたしておりますので、使用前についても、そういった大量の大雪が予定される際には、内部で聞く話によりますと、ビニールハウスの中であろうそく1本つけるだけでもその効果が発揮できるというようなことも聞いておりますので、そういった部分も含めて施設管理をしていただくように改めてその分はお願いをしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ひと・まち・みらい課長、今日終わるまでに排水能力を調べてきてください。

ほかにございませんか。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。これは直接関係ないかもしれませんが、工期が12月28日で終わりますよという契約内容になっとるんですが、その中で、この後、先ほど説明ありましたように、内装についてはすずき食品がしますよと。それから、あと、外構的には上下水の関係が出てくると思うんですけど、全体の中でのスケジュールの中で、実際この施設そのものがどの時点ぐらいから稼働し始めるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 上下水の関係につきましても、造成工事の中で現場まで引込みをしておりますので、本建築工事の中でつなぎ込みをしていくということで予定をいたしておりますので、内装工事が終われば、4月1日からの稼働予定ということで進めておるというところでございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。先ほどの説明の機械設備の中で、消火設備の関係で屋内消火栓ということで、水だめのプール等を設置して、恐らく消火のポンプ等での送水ということになるのかもしれませんが、いわゆる水だめのプール、その位置とかっていうのはこの図上でどこか表示があるんでしょうか。ちょっとないように思うんですけども、お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。資料の4ページ、資料1の配置図で御説明をいたしたく思います。図面上には記載をしておりませんが、下の段の北側に従来からの、これちょっと表現が間違っておりますけれども、町道というふうに書いておるところが従来の道路への出入口になってございますが、その図面から見まして左側の辺りにキュービクルなり水槽のポンプ室等々を設置をする予定にいたしております。水槽自体はFRP製の2メートル掛ける2メートルの、高さ2メートルぐらいのものを設置をする予定といたしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） そうしたら、水圧ない部分ですのでポンプで圧送するというような、そういうイメージでいいのかなと思うんですけど、その確認と、あと、いわゆる進入路のほうですね、今回新たに建ちます進入路の部分ですとか、先ほど課長のほうから説明がありました既設の道路からの出入口等々の門扉ですとかそういったものは町負担になるのか、新たに利用される会社のほうでつくられるのか、その辺のところも教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。消火ポンプの部分につきましては、今議員おっしゃったとおり、圧力をかけて送水をするという形の施設整備を行うということで考えてございます。

それから、門扉的な、進入防止柵の部分については、すずき食品さんのほうとも協議をしておりますけれども、引上げポールみたいなものとかいったようなものを整備をしたらどうだろうというところで、その辺りはまだ調整中というところではございますけれども、現時点においては私どもの整備の範疇では入れてないというところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございません。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり

可決されました。

日程第16 第56号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第16、第56号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、4月の人事異動、担当替え、昇格、共済費保険料率の変更、会計年度職員等による人件費の補正と、それに伴う特別会計繰出金の補正。小学校、中学校の校内通信ネットワーク整備事業の増額、その充当財源として、教育費国庫補助金、地方創生臨時交付金の増額。公衆無線LAN環境整備事業において補助金が不採択になったことによる過疎債への振替、これに伴う地方債補正による限度額の増額。ひょうご地域創生交付金の事業採択による増額。地籍調査事業の補助金内示による補助金、委託金の増額及び事業費の増額。集落公園等整備事業補助金、住宅改修助成金の増額。かみかわ夏まつり中止による減額。今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億6,796万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事、詳細説明をしてください。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第56号議案の詳細説明をいたします。

5ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。9、観光施設公衆無線LAN環境整備事業は、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金を財源として予算計上しておりましたが、採択要件であります避難所や防災拠点施設、被災場所として想定される公的拠点到該当しないということになり不採択になったことから、過疎債への充当へ変更するものでございます。それによりまして1,250万円を増額し、限度額を2,500万円にするものでございます。これによりまして、限度額の総額は9億7,770万円でございます。26ページに地方債の内訳として別添資料を添

付しておりますので御確認をお願いします。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきますので、9ページをお願いします。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は1,192万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次交付限度額分、国庫補助事業の町負担算定分でございますが、の増額で、国の1次補正に係るものでございます。なお、第2次交付限度額の額の通知については現在まだ未定でございます。GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台の端末整備に係る国庫補助事業の地方負担分に充当するものでございます。これによりまして、補正後の地方創生臨時交付金の総額は額の内示がありました第1次交付限度額分、地方単独事業に係る算定分でございますが、8,424万円と合わせまして、合計で9,616万5,000円でございます。

続いて、2目民生費国庫補助金は80万1,000円の増額で、社会資本整備総合交付金（その他住宅等関連事業等助成金）27万5,000円の増額で、人生いきいき住宅助成の住宅改造一般型の事業費増加に充当するものでございます。補助率は4分の1でございます。そして、特別定額給付金給付事務費補助金は52万6,000円の増額で、10万円支給の特別定額給付金に伴う事務費の増額によるものでございます。補助率は10分の10でございます。4目商工費国庫補助金は1,250万円の減額で、地方債補正で御説明をしました公衆無線LAN環境整備支援事業補助金の不採択による減額でございます。

続きまして、7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は1,597万2,000円の増額で、GIGAスクールサポーター配置支援事業補助金112万2,000円の増額で、外部人材の活用による専門性を生かした運用を支援するもので、補助率は2分の1でございます。公立学校情報機器整備費補助金は1,485万円の増額で、GIGAスクール構想の実現に向けた児童1人1台の端末整備に係る補助金で、補助率は3分の2でございます。2節中学校費補助金は909万円の増額で、小学校費補助金、公立学校情報機器整備費補助金と同様の内容でございます。5節保健体育費補助金は34万1,000円の増額で、学校臨時休業対策費補助金によるもので、学校給食において小・中学校の休校による食材等のキャンセルによる業者損金を補償するもので、補助率は4分の3でございます。

続いて、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は1,974万円の増額で、交付金内示によりますひょうご地域創生交付金の増額でございます。

続いて、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金は172万1,000円の増額で、人生いきいき住宅事業補助金の増額によるものでございます。補助率は住宅改修助成費一般型と特別型の事業費合計の2分の1でございます。4節児童福祉費補助金は211万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症による学童クラブ開所に伴う人件費等の

経費の増加によるもので、子ども・子育て支援交付金の増額でございます。

続いて、4目農業費県補助金は144万9,000円の増額で、地籍調査事業補助金で、内示による増額でございます。補助率は4分の3でございます。

3項県委託金、1目総務費県委託金は2,000円の増額で、交付金の確定による農林業センサ調査委託金の増額でございます。

続いて、4目農林業費県委託金は359万円の増額で、地籍調査事業委託金で、内示による増額でございます。補助率は10分の10でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金は33万9,000円の増額で、栗公民館に設置の太陽光発電の修繕に充当するものでございます。なお、充当額は当該施設の売電収入積立金でございます。

続いて、6目財政調整基金繰入金は3,338万3,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。これによりまして、補正後の残高は10億1,011万9,000円の見込みでございます。

21款諸収入、5項雑入、2目雑入は14万円の増額で、農業者年金業務委託金で4万円の増額、農地中間管理事業推進委託金で10万円の増額で、ともに委託金の確定によるものでございます。

歳入、最後でございます。22款町債、1項町債、6目商工債は1,250万円の増額で、第2表、地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、11ページ、歳出をお願いいたします。

まず、歳出全般にわたりまして、人件費につきまして、4月の人事異動、各課での担当替え、共済費保険料の変更、その他異動に伴う補正と、人件費に係る特別会計への繰出金の補正を行っております。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明につきましては割愛をさせていただきます。

ここで、21ページの給与明細書をお願いいたします。2、一般職、(1)総括をお願いいたします。区分、比較欄で外書き両括弧上段は再任用職員、両括弧下段は会計年度任用職員でございます。一般会計の合計で、給料693万2,000円の減額。職員手当174万9,000円の減額。共済費67万1,000円の減額で、合計で935万2,000円の減額補正でございます。そして、再任用職員は、その下になりますが、合計で346万3,000円の減額、会計年度任用職員は合計で345万2,000円の減額でございます。

戻りまして、大変恐縮でございます、12ページのほうに戻っていただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節需用費、修繕料50万円の増額は、栗区公民館に設置の太陽光発電のパワーコンディショナーの故障に係る増額補正でございます。8目諸費は、町税過誤等還付金で110万円の増額でございます。令和元年度分確定申告において株式等譲渡所得割控除額が大幅に増加する見込みで、今年度

の住民税所得額から控除し切れない額を還付するものでございます。

13ページをお願いいたします。5項統計調査費、8目農林業センサス調査費は2,000円の増額で、農林業センサス調査委託金の確定によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、特別定額給付金に伴う事務費の増額で、時間外手当22万円、会計年度任用職員労災雇用保険料6,000円、消耗品10万円、システム改修委託料20万円で、合計で52万6,000円の増額でございます。集落公園等整備事業補助金は89万5,000円の増額で、岩屋、桃園コテージで、老朽化によるウッドデッキテラス等の修繕に20万3,000円、大河グラウンドフェンスの修繕で69万2,000円を補助するもので、事業費の2分の1を限度額100万円の範囲において補助をするものでございます。扶助費344万2,000円の増額で、住宅改修等助成一般型110万円、特別型234万2,000円の増額で、人生いきいき住宅事業補助金で申請件数の増加によるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生費は、報償費から使用料及び賃借料の合計27万1,000円の増額で、地球温暖化対策事業として第3次神河町地球温暖化実行計画の作成経費で、地方と連携した地球温暖化活動推進事業国庫補助金の公募に当たりまして住民代表による実行委員会を立ち上げ運営することが必要となったため、必要経費の増額に併せて補助対象経費を組み合わせるものでございます。3項清掃費、2目し尿処理費は、下水道事業会計の他会計負担金において3条予算、4条予算の財源振替補正に伴い2,231万4,000円補助金を増額し、出資金を減額するものでございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、需用費4万円の増額で、農業者年金業務委託金の額の確定によるものでございます。

続いて、3目農業振興費は10万円の増額で、農地中間管理事業推進業務委託において、貸付実績加算の配分が増えたことによるものでございます。

続いて、6目地籍調査費は、測量等委託料541万1,000円の増額で、補助金、委託金の内示により事業費を増額するものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、2目観光振興費は委託料で、新型コロナウイルス感染症による三密等の影響を考慮し、中止決定となったかみかわ夏まつりの500万円の減額、観光キャンペーンとしまして、一般財団法人関西観光本部が実施するインバウンド事業プラスワントリップキャンペーンへの参加委託料を200万円増額するものでございます。

続いて、観光施設トイレ改修工事請負費443万4,000円の増額と、外国人観光客受入基盤整備事業負担金221万7,000円の減額は、観光協会を事業主体とする県公募の補助事業で、外国人観光客受入れのための観光施設のトイレの洋式化を予定をしておりましたが、公募補助要綱が変更になりまして採択が困難になったため、負担金を減額しまして町単独で実施するということにより工事費を増額するものでございます。

続いて、観光施設等連携プロジェクト事業助成金は255万円の増額で、サイクルツーリズム事業として寺前の古民家を改修したサイクルカフェのオープンに合わせまして、地域のオープニングイベントや宣伝広報に係る経費を補助するものでございます。

続いて、17ページをお願いをいたします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、旧大山小学校校舎等解体工事の設計業務委託料におきまして、外壁のアスベスト調査が必要となったため133万1,000円を増額し、工事費におきまして同額を減額するものでございます。2項小学校費、1目小学校管理費のGIGAスクールサポーター配置支援業務委託料は224万4,000円の増額で、歳入で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、18ページをお願いをいたします。小学校管理費、中学校管理費のパソコンリース料は、小学校費で174万6,000円の増額、中学校費で76万3,000円の増額で、令和元年度国補正予算、学校校内通信ネットワーク整備事業で補助対象外となりました無線アクセスポイント管理ソフトライセンス料の増額でございます。一般備品購入費は、小学校費で2,223万円、中学校で1,363万5,000円の増額で、GIGAスクール構想の実現に向けた児童生徒1人1台の端末整備をするもので、小学校で494台、中学校では303台のパソコン等を購入するものでございます。充当財源は歳入で御説明しました、公立学校情報機器整備費補助金2,394万円と地方創生臨時交付金1,192万5,000円でございます。

続いて、19ページをお願いをいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費は、埋蔵文化財緊急発掘調査事業に係るもので、報償費77万2,000円の減額で、大学と連携しまして実施する予定でございましたが、コロナウイルス等の影響により学生協力が得られなかったことによる減額でございます。委託料は77万2,000円の増額で、発掘調査の範囲を拡張する必要が生じたことによるものでございます。6項保健体育費、3目学校給食費は、学校臨時休業対策補償金45万6,000円の増額で、学校給食におきまして学校の休校による食材等のキャンセルによる業者損金を補償するものでございます。財源の充当は歳入で御説明しました学校臨時休業対策費補助金でございます。

20ページから25ページは給与費明細書で、26ページは補正に伴う地方債の内訳でございます。後ほど御確認をお願いをいたしたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

1番、安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。取りあえず、12ページの企画費の中で、11節の需用費、これ50万修繕料上がるとるんですけども、これ、栗公民館の太陽光の修理ということなんですけども、いつ頃設置されて、どういう故障内容であったかをお尋ねします。

それが1点と、16ページの観光振興費、19節負担金、補助及び交付金の中で、外国人観光客の受入基盤整備事業の負担金、これ、補助金を要望しとったんが不採択になったということでございますけれども、どういう意味で不採択になったのかをお尋ねいたします。この2点、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。栗公民館、太陽光の修繕でございますけれども、設置につきましては平成27年度の設置でございます。発電をしておりますけれども、2系統の発電設備があるわけですが、そのうちの1系統について機器故障ということで、今年の2月に地元のほうからエラーメッセージが出ているということでお知らせをいただいて、業者さんにも見ていただいて、リセットをかけたことによって一時的に復旧はしたんですけれども、後日また同様の故障エラーが発生をしておるということで、持ち帰り、分解修理をしなければならぬといったような状況になってきておりますので、その修繕料ということで計上を急遽させていただいたといったようなことでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 続いて、多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。外国人観光客受入基盤整備事業の採択ならなかったということでございますが、3月で県の公募型の事業につきまして県の補助が実施されなくなったということでお聞きをしております。そのため、この観光施設トイレ改修工事として工事請負費の中で別の補助事業、ひょうご地域創生交付金を活用して実施するということにしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 1番、安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。12ページのほうの太陽光なんですけれども、平成27年に設置ということで、まだ5年ほどになるんですかね。これ、結構、太陽光はあまり故障したいことは私たちも聞かないんですけども、やっぱりこれ、設置、メーカーの不備いうもんが大分あるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこら辺のとこの交渉なんかはされたんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。修繕に当たりまして、当時の保証書等々も確認をしたわけですが、基本、メーカー保証が1年という形になってございまして、メーカーのほうでは保証期間外だということで、経費が発生してしまうといったような現状にあるわけでございます。また、維持管理の協定を地元とも結ばせていただいておりますけれども、それにつきましてもメーカー保証の期間というような協定の中身になってございます。実際には、財産管理台帳の中には今回故障しておりますパワーステーションについては10年といったような期間の耐用年数を計上しておるといったようなところもございまして、防災拠点としての性質上からも判断をしまして、やはりこの時点で直しておくことが必要であろう

といったような判断で、これまでの売電収入に加えて町費、上乗せになりますけれども、修繕をしたいというところがございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。ちょっと財政特命参事のほうの説明で聞き取りにくかったんで確認のため聞きます。12ページの諸費の償還金、利子及び割引料、このたび110万の町税過誤の還付金が出てます。何か譲渡割所得分とかなんとかいう説明やったんですけど、ちょっと理解できないんで、ちょっと詳しく、110万いったら大きな還付金なんでね。ちょっと、もう一回詳しく、何がどんな過程でどうなったんかいうのを、財政課長のほうがいいかな、あれなら参事をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。吉岡議員の質問に答えさせていただきます。

上場株式に係る配当所得については、源泉徴収を選択した特定口座の上場株式譲渡所得について、所得税の源泉徴収と合わせて住民税も徴収されております。特定口座から益が出たときに自動的に徴収されておりました、所得税、住民税ともに徴収されておりますので確定申告の必要はないんですけども、ただ、その上場株式の損失があった場合は3年を限度に繰り越すことができますので、その年に上場株式と譲渡所得と損益通算することができます。今年の申告において、昨年中に上場株式の益が出てたんですけども、それ以前に損失が多くありまして、それを損益通算することによって確定申告で所得税は還付になり、住民税は課税額に充当することになります。充当し切れない場合は、その金額を充当し切れなく超えた場合は還付となります。その方が、去年の上場株式の控除額100万を超える申告をされた方がいらっしゃいまして、還付金が100万を超える金額が出たということもありまして、また、それに加えて、過年度分所得の還付申告も多く出てきておりました、個人住民税において多額の過年度の還付が発生する可能性があるということで、あと、還付加算金のことも影響も考えまして、こちらのほうで対応させていただくこととさせていただいております。なお、配当割控除につきましては、証券会社が特定口座から徴収をしまして、それを県に納付します。そのうち、5分の3が地方譲与税の配当割交付金として町に入ってきております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。大体分かったんですけど、一つだけ確認。損益通算で長期譲渡所得と、それから配当所得、それが損益通算できるという話やったんですけども、その方はそういう計算されたんですか。譲渡所得あるよ、配当所得もあるよ、それで損益通算できるよというケースやったんですか、その方は。

○議長（廣納 良幸君） 長井課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。そうです。その方はそのよう

な計算をされまして、確定申告をされたことによって今年度の住民税から充当できないので還付が生じております。以上です。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） はい、分かりました。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

4番、小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。16ページの委託料のところです。観光キャンペーン委託料と、その下の観光施設等連携プロジェクト事業助成金で少しお聞きします。参事の説明で、私、あんまりちゃんと聞き取れてなかったんですけども、まず、観光キャンペーン委託料がインバウンド事業プラスワンか何かっていう説明だったと思うんです。それに200万もの委託料が今回上がってきてるんですけども、現在、日本、外国人の受入れを中止してる状態で、なぜこのインバウンドのキャンペーンをされるのかが私には全く分からないので、一体どういった内容のキャンペーンでどういったことをされるのかっていうのをまず教えていただきたいのと、その下の観光施設等連携プロジェクトですね。寺前のサイクルカフェの何かイベントの補助金だっという説明だったと思うんですけども、サイクルカフェは南小田のほうに多分先、オープンされるんですよ、同じ経営者の方が。南小田と寺前の両方の何か連携イベントのための補助金なのか、それとも、説明では寺前って言われてたので、寺前の駅前で何かイベントをされる予定があるのかどうかという、この2点をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） まず、多田地域観光課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。観光キャンペーン委託料についての御質問でございます。御回答させていただきます。

まず、新型コロナの感染拡大が終息後、ワールドマスタースゲームズ、また2025年の大阪・関西万博などにより増加が見込まれる外国人観光客の誘致を目的に、この一般財団法人関西観光本部が実施するインバウンド事業プラスワントリップキャンペーンの参加の委託料ということになります。一般財団法人関西観光本部というものにつきましては、関西2府8県で構成されておまして、関西広域連合と経済団体、観光振興団体等々が連携した組織でございまして、インバウンドをはじめとする観光振興を取り組んでという団体でございまして。今回、補正に上げさせてもらったものにつきましては、今後関西観光本部と詰めていくということになるんですが、新型コロナウイルスによるインバウンド減を早期に回復し、来年5月にワールドマスタースゲームズが今のところ開催されるという予定でございまして。それに向けて、当町を訪れるきっかけづくりを目指すということでございます。200万円につきましては、関西観光本部が作成する動画の作成のときに取材を受け、地域版の作成、またそれを納品してもらうというようなもので、そのほか、ファミトリップ、ファミトリップといいますのは、一般的には外国人旅行者を増やすため、ターゲットとする海外の国の旅行会社、社員、テレビや雑誌などメディア、SNSなどのプロガーを招待し、特定のエリアや企業の情報をPRすると

ということになります。そのファミトリップとか海外旅行雑誌の掲載の仲介、旅行博でのPR、外国人モニターの実施などという事業メニューがあります。詳細については、今後、補正が通った後、この関西観光本部との詰めをしていくということになります。スケジュール的には、ワールドマスタースゲームズに間に合わせるためには、協議をしながら、遅くとも9月中旬ぐらいまでには関西観光本部との契約をしなくてはならないという流れになってきているというところでございます。

プラスワントリップというのは、簡単に言いますと、例えば近畿圏内で、特に姫路城を中心としたエリアが掲載されておるんですが、その中で、姫路に来たときにプラスワン、神河町への誘致活動とかいうことを目的にこの予算を計上しているというものでございます。

それからもう一つ、観光施設等の連携プロジェクト事業の助成金でございます。先ほどキャンペーンといいますか、そういった説明がありましたが、今、観光協会につきましては越知川名水コース、サイクリングについてでございますが、銀の馬車道コース、新野水車コース、峰山高原コース、砥峰高原コースが設定されておりまして、積極的にサイクル事業に取り組んでいるというところで、今回、町内でサイクルツーリズム事業をさらに活性化させるため、レンタサイクルの整備やPR動画の作成、サイクリスト向けのコース案内やコースにプレート看板などの設置などを行うということであります。2020年3月、今年の3月でございますけど、国の自転車活用推進計画が策定されまして、魅力的なサイクリングルートの創設によるサイクルツーリズムの推進や健康増進を総合的かつ計画的に推進するため、兵庫県自転車活用推進計画が作成をされております。中播磨地域においても、銀の馬車道、鉾石の道ルートが設定されております。今後、自転車走行上、危険な箇所や、路面標示やルートの案内、サイクルスタンドなど整備していくこととなります。そこで、これまでの観光協会の事業、今回の補正に係る神河サイクルツーリズム事業、県の兵庫県自転車活用推進計画に基づく事業など、それぞれ連携しながら推進をしていく予定にしております。今年に関しましては、ヒルクライムの中止が決まりましたが、委員さんの中から一人でも多くのサイクリストが、再度、神河町を訪れたい企画や案内など、特にスマホのアプリを使った提案などがありましたので、前向きに実施していきたいというふうには考えております。

先ほどの特命参事の説明の中で、地域のオープニングイベントや宣伝広告を実施するため、オープニングイベントについてはまだ細かいところは決まっておりますが、宣伝とか、そういったところとか、道路の表示案内とか、この事業を使ってサイクリストが神河町を訪れてきてほしいというような意味を持ちまして、今回この事業で補正に上げさせていただくというものでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。まず、1点目の観光キャンペーンのプラスワントリップキャンペーンなんですけど、正直、私の理解が悪いのか、あんまり説

明の内容が分からなかったので、これ、総務文教に付託されますんで、そのときに結構なんで、もう少し詳しく、どういったことをされて、どういった団体に委託するのかっていうのを、詳しい資料をぜひ付託先の総務文教のときには提出していただきたいと思います。

それと、2点目のこの観光施設の確認なんですけど、これも私、いまいち理解ができなかったんですけども、この助成金は観光協会に助成されるのか、それとも新しく新規オープンされるサイクルカフェといいますか、南小田と寺前に今造られておられる民泊施設、そこに助成されるのか、一体その助成先はどこになるんですかね。

○議長（廣納 良幸君） 多田振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課の多田でございます。観光キャンペーンにつきましては、この委員会までに詳しい資料を提出させていただきます。

先ほどの観光プロジェクト事業の助成金でございますが、町から観光協会への補助金という形になっております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

6番、小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。簡単なことだと思うんですけども、17ページが一番下、委託料でG I G Aスクールサポーター配置支援業務委託とありますが、その業務内容をちょっと教えていただけませんか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。G I G Aスクールサポーター配置支援事業というところでございます。中身につきましては、小・中学校にタブレット、また、いろんなプロジェクターとか入ってまいりまして、そのネットワークを構築していくというわけですけれども、その中での一番は、I C T環境の整備を行った上で学校へのサポートというところが主になると、それからマニュアルづくり、文科省のセキュリティーポリシーにのっとってネットワークを構築していくという中でのルールづくりといいますか、マニュアルづくりを支援していただくということと、それら全体に係るネットワークを構築していく中の運営を支援していただくということで、224万4,000円というところで計上いたしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。ありがとうございます。

ということは、これは人数としては1人でしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 1人といいますか、会社のほうにといいますか、事業所に委託という形になると思いますので、そこから派遣していただくという形になります。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。同じく17ページの教育費の、事務局費の大山小学校の解体撤去の件なんですけども、今回、委託料として外壁のアスベスト調査が必要になったということなんですけども、これ、あのような年代に建てられた建物っていうのは恐らくアスベストが使われてるっていうのは、もうほぼ、最初から分かっていることではないかなと思うんですが、当初予算の積算時点でその予測がなぜできなかったのかというのがまず1点です。

それと、その下の委託料の増額部分がこの工事請負費の減額で、この財源が振り替えられてるように見えるんですけども、これ、工事請負費自体も当初予算が1億8,000万円である中で、今後、上との関連がまずあるのかなのかという話と、工事請負費を厳密に精査された時点でこの減額が起こってるのか。これ、アスベスト調査の結果によっては工事費がまた逆に増額になる可能性もあるんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の考え方を教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 高橋特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。委託の件につきましてアスベスト調査費を増額してるわけなんですけども、当初はもう設計委託分のみで進めていたわけなんですけども、設計の業者等と協議している段階で、昭和40年代、50年代当初に造られた校舎で、そういった外壁の内側にアスベストがあるのではないかという情報をいただきまして、当初ではそこまで見ていなかったんですけども、今回、工法に関わることでありますので、委託に調査費を付け加えたという方向で増額のほうをさせていただきました。

それと、工事費からの振替ということで、委託料に振り替えさせていただいております。アスベストが出てくるかどうか、現時点ではまだ調査しないと分からない状態なんですけども、粟賀小学校の工事のときにはアスベストが含まれてるということが途中で分かって工事をされたもので、粟賀小学校の校舎の規模と大山小学校の校舎の規模を比較しまして、若干、大山小学校のほうの校舎の規模のほうが小さいですので、工事費から委託料に振り替えても工事ができるのかなという想定で段階で振替のほうをさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 今の説明を聞いたわけなんですけども、私、ちょっと本当に問題にしたいのは、当初予算の積算の組み方ですよね。本当に期間がない中で当初予算を組んでいくわけですから、いろいろと精査できない部分もあるかと思うんですけども、1億8,000万という上がった分が、今そういう状況の中で、こういう減額が起こってくるという、そしたら、当初予算の積算って何やったんやっていうのを思うわけです。先般には福山の貸し工場についても、やはり当初予算の精査ができていなかった

たために増額補正というのが上がってきてる。その辺がどうなんかなというところを聞きたいところです。よろしくお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 当初の積算のことについてなんですけども、こちらにつきましても急遽計上したという点もございまして、粟賀小の工事の関係も吟味しながらということで当初計上してるわけでもございまして、積算が甘いと言われればそれまでかもしれませんけども、そういったことを参考にして計上してる次第でございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

4番、小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。またすみません、GIGAスクールに戻ります。18ページで一般備品購入費、小学校と中学校の1人1台パソコンなりタブレットなりの予算を上げられております。財政特命参事の説明ですと、小学校のほうで494台、中学校で303台ですか。これ、単純に割った1台当たりの単価が4万5,000円になるんですけども、ちょっと一体どういったものを導入されて、そのスペックとかは大丈夫なんかなという、すごい心配があるんです。今どきちょっとなかなか4万5,000円というのはないのかなと。ですから、そのスペック的なところと、あと導入されるスケジュール、その辺も分かればお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。GIGAスクールのパソコン導入というんか、タブレット導入ということでございまして、単純に単価が4万5,000円ということで、国の補助の上限が4万5,000円ということになってございまして、スペック等も十分こなせた上で、いろんな業者っていうんですか、そこにも確認しましたところ、大量というところもありますので、4万5,000円以内では十分購入が可能であると。十分、今後の授業等にもたえ得るところで確認ができてるところでございます。

中身につきましてはタブレットというところで、もう一つは、私も専門的なところはあれなんですけども、普通だとウィンドウズというところがあるんですけども、このたびについては、グーグルクロームという機種を採用させていただくというところがございます。グーグルクロームはあまりまだ一般的じゃないというところがございますが、中身を確認しましたら、やっぱりクラウド上でありますので、アップデートなんかも手軽にできるというところであったりとか、逆に、クラウド上でありますので、タブレット自体がそんなに容量が持っていなくても可能であるというところと、価格も安価であるというところがございます。もう一つは、隣の姫路市さんが先駆けてグーグルクロームを入れられているというところでもありますので、お隣に先進的な事例、また参考になるところがたくさんあるというところでもございまして、その辺りで国庫補助の4万5,0

00円でいけるのではないかなというところで、予算を計上させていただいております。

今後のスケジュールですけれども、この新型コロナというところがありまして少し予測できないところがあるんですけれども、この補正を通していただければ、直ちにプロポーザル方式で入札をかけまして、9月末をめどに導入といったところで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。小さいことです。簡単なことですが教えてください。19ページで学校給食費、目で、一番最後、補償、補填及び賠償金45万6,000円とあるんですけれど、これ、給食費のもちろん補償なんやけども、3、4、5と3か月休んでおられると思うんで、単純に45万6,000円、3か月で割ったら一月15万2,000円になるんですね。400人以上、小・中合わせたらおるんで、こんな安いかな思ったりするんやけど、多分、基準単価いうもんがあって、全額丸々補償するわけじゃないですよということなんだろう思うんですけれども、ここの説明ちょっといいですか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。給食費の臨時休業の対策補償というところでございます。補償の中身につきましては昨年度の3月分の1か月分というところになっております。4月以降の分についてはまだ文科省からの通知が来ておりませんので、一月分というところと、もう一つは、基本的には早め早め、分かっていた分は業者に直ちに連絡したということで、その業者さんがほかに材料を回していただいたりとかいう部分もたくさんございましたので、金額的には1か月分ですけれども、4業者に対してこれだけの金額で割ったというところでございます。以上でございます。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。3回目です。もう1点だけ教えてください。19ページの社会教育費の、社会教育総務費の文化財の調査の関係なんですけれども、先ほど報償費の関係で講師謝礼とか協力者の謝礼、これ、恐らく京都府立大学との連携がうまく今回はいかないので、減額ということなんです。私、予算見て、その同額が委託料として77万2,000円上がってるんですが、この調査の委託料の委託先はどこなんでしょうか。関連しているものなのかということと、委託先はどこなんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育課特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 埋蔵文化財の関係でございますけど

も、委託料として77万2,000円上げておりました、こちらは発掘に関わる労力が必要な部分に対して経費を上げているものでございまして、シルバー人材センターの助けをいただくということで委託料を計上してる次第でございます。あと、埋め戻しとかそういったところに重機が必要になってきますので、重機に係る費用も追加ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認め、第56号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次の日程に入る前に、先ほど小島議員からございました溝の排水量といいましょうか、その間いに対して藤原ひと・まち・みらい課長から答弁がございます。

どうぞ。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

先ほどの1時間雨量の関係でございますけれども、調整池の設置時に基準に基づいて計算をしております、30年確率となりますけれども、ピーク時の時間雨量を152.879ミリの想定ということで排水計画をつくっておるところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） よろしいですか。

それでは、次の日程に入る前に、暫時休憩をいたします。再開を14時40分といたします。

午後2時22分休憩

午後2時40分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第17 第57号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第17、第57号議案、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるものでございます。

補正の内容は、当初、保育士2名について正規職員採用を見込んでいたところ、募集により会計年度任用職員を採用したこと。また、病院リハビリテーション技術科との間において、理学療法士1名を異動したことによるものでございます。結果として、報酬で406万1,000円増額、給料で824万8,000円の減額、職員手当で220万8,000円の減額、共済費で206万2,000円の減額で、差引き845万7,000円を減額しており、同額を予備費に計上するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑はないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第18 第58号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第18、第58号議案、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金を増額補正も行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,730万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承のほどよろしくお
願いをいたします。

日程第 19 第 59 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 19、第 59 号議案、令和 2 年度神河町介護保険事業特
別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 59 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、令和 2 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまし
て、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4 月の職員の人事異動により減額補正をするもので、人件費を伴う補
正のため、一般会計繰入金の減額補正も行うものでございます。これらによりまして、
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 3 2 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 5,758 万 3,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 20 第 60 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 20、第 60 号議案、令和 2 年度神河町訪問看護事業特
別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 60 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、令和 2 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 1 号）でございまし
て、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるもの及び公用車
交通事故に係る歳入の損害保険受入金と歳出の補償、補填及び賠償金の増額によるもの
でございます。

内容としましては、本年 3 月 31 日付で理学療法士 1 名が退職したことに伴い、病院

リハビリテーション技術科から理学療法士1名を異動。このことにより、給料で95万9,000円の減額、職員手当で95万5,000円の減額、共済費で33万5,000円の減額で、総額224万9,000円を減額しており、同額を予備費に計上するものでございます。

また、公用車事故に係る賠償金の支払いに関しての補正は、昨年5月7日に発生した公用車事故の損害賠償請求が訴訟に発展し、昨年度中での手続が終了せず、今年度に入れたことなどによるもので、歳入の雑入で100万円を増額し、同金額を歳出の補償、補填及び賠償金で増額させ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,966万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第21 第61号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第21、第61号議案、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動等に伴い、総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で698万8,000円を増額し、同額予備費を減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出では、4月の職員の人事異動等に伴い、事務費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で26万6,000円の減額をいたしております。また、施設費の委託料で、下水道の処理区統廃合事業、管路布設工事に係る水道本管布設替え設計等、業務委託を行うため、960万円の増額。工事請負費で、大山浄水場の膜ろ過の緊急入替え工事として2,178万円を増額いたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額、2億655万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職

員給与費を672万2,000円増額し、4,429万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第61号議案、令和2年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお願いいたします。補正予算実施計画の収益的収入及び支出で説明をいたします。1款1項4目総係費は4月の人事異動に伴うもので、給料、手当、賞与引当金繰入額等を補正しております。

次に、4ページ、4項1目予備費を総係費で増額になった分を減額しております。

5ページ、資本的収入及び支出の1款1項1目事務費につきましても人事異動に伴うもので、給料、手当、賞与引当金繰入額等を減額補正しております。

次に、7ページ、1款1項2目施設費は委託料で、下水道の大河内処理区に上小田、南小田処理区を統合する事業で、管路布設工事を実施するに当たり、水道本管が支障になるため、あらかじめ水道本管の布設替えを行うための設計等業務委託960万円の増額補正をしております。工事請負費では、大山浄水場の膜ろ過の緊急入替え工事として2,178万円の増額補正をしております。

以上で令和2年度水道事業会計予算の詳細説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対しての質疑に入ります。質疑のある方。

6番、小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。すみません、少しだけお尋ねします。

7ページの大山浄水場膜ろ過装置ですけども、これは何年ぐらいで更新されているのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 現在の膜ろ過は19年が経過をいたしております。固定資産台帳上では20年が減価償却の年数になっておりますが、メーカーの推奨は5年から7年で入替えというふうにお聞きをしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

○議長（廣納 良幸君） 日程第22、第62号議案、令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の他会計負担金を資本的収入からの振替により2,231万4,000円の増額、収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で1,054万3,000円の増額、繰越事業分の仮払い消費税に当たる雑支出分を見込み、予算収支均衡の原則から予備費を1,177万1,000円増額いたしております。

次に、予算第4条の資本的収入の他会計負担金で、一般会計出資金を2,231万4,000円の減額。法定福利費の年度予定額の変更により1万2,000円の減額。下水道料金が水道使用料と連動することとなったため、機械及び装置購入費を30万円増額いたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億2,705万3,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を1,053万1,000円増額し、4,519万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 1点だけ教えてください。11番、澤田です。9ページの資本的支出の中の、固定資産税の購入費の機械及び装置の購入費、この中身、先ほど町長のほうからは水道料金等の連動ということで必要になった機械という説明があったんですが、具体的にはどういう機械を買う予算なんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 5月分の検針から、水道料金が下水道料金と連携する、水道の料金によって下水道料金が決まるというふうな料金体制に変わってございます。そのために、検針用のポータブルという、ハンディーの機械があるんですけども、その台数を増やしたいということで、30万円の増額をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承のほどよろしくお
願いをいたします。

日程第 2 3 第 6 3 号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第 2 3、第 6 3 号議案、令和 2 年度公立神崎総合病院事業
会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 3 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、令和 2 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 1 号）でございまして、
当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は 3 点ございます。1 点目は、職員の異動と新型コロナウイルス感染症
に係る感染症防疫作業手当の特例支給により、人件費の補正が生じたことによるもの。
2 点目は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用により、新型コロナウ
イルス感染症の患者を受け入れることを想定した準備として、施設改修及び陰圧装置等、
備品購入による病床確保について予算計上するもの。3 点目は、新型コロナウイルス感
染症の影響による入院及び外来患者の減少により医業収益が今後減少することが予想さ
れるため、一時借入金の限度額を増額するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御
審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院経営強化特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井
上でございます。それでは、第 6 3 号議案の詳細説明をいたします。

町長の提案説明にもありましたが、補正の主な要因は 3 点ございます。

1 点目は、人件費の変動による補正でございます。4 ページから 9 ページを御覧くだ
さい。ケアステーションかんばん及びかんばん訪問看護ステーションとの間における職
員の人事異動、事務長職の県からの派遣受入れや、理学療法士の採用、泌尿器科の診察
日の週 1 回から週 2 回への拡充によるもの。また、感染症防疫作業手当の特例支給。会
計年度任用職員の退職等、異動によるものでございまして、給料で 5 9 2 万円の減額、
児童手当を含む手当で 4 0 6 万 8, 0 0 0 円の減額、報酬で 6 6 1 万 7, 0 0 0 円の減額、
会計年度任用職員手当で 1 4 1 万 6, 0 0 0 円の増額、法定福利費で 1 1 1 万 6, 0 0 0 円

の減額、法定福利費引当金受入金で6万7,000円の減額、経費の報償費で438万3,000円の増額、経費の諸会費で県派遣医師等人件費負担金として1,203万1,000円の増額とし、予備費で調整をしております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補正に関するものでございます。都道府県における医療提供体制のさらなる整備や感染拡大防止等を推進するため、新型コロナ対策を行う医療機関に対する支援策として新型コロナウイルス感染症緊急包括交付金が、補助率、国10分10で、実施主体を都道府県とされ創設されました。公立神崎総合病院は兵庫県における新型コロナ対策の39入院協力医療機関の一つとして位置づけられており、その使命を果たすべく、該当患者を医療体制上可能な限り受け入れるため、施設の改修と陰圧装置等の購入により、対応病床を確保するものでございます。なお、病床の場所や規模などの詳細をお示しすることは、患者様や医療関係者へのいわれなき風評被害につながりかねないことから、現段階では具体的な御説明を控えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、3ページを御覧ください。3条予算の1款病院事業収益、2項医業外収益、2目補助金において、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として2,159万1,000円を増額。内訳は、病床確保対策補助として2,057万4,000円と患者入院医療機関整備補助として101万7,000円でございます。病床確保対策につきましては、患者を受け入れるために病床を確保するための経費として、1日1床当たり3万6,350円が補助されるもので、令和3年1月31日までの間分として、延べ566床を想定し、2,057万4,000円を計上しております。

支出では、8ページに記載のとおり、施設改修費用101万7,000円を修繕費で増額し、人件費分の調整費を含め、予備費で2,053万2,000円を計上させていただいております。

次に、10ページを御覧ください。4条予算になります。1款資本的収入に5項県補助金を新設し、新型コロナウイルス感染症に対応するための備品購入事業補助金として264万6,000円を増額。同額を支出の1目資産購入費に計上しております。

そして、3点目の一時借入金の限度額の増額でございます。2ページ中段の第4条を御覧いただきたいと存じます。当初予算書第6条により5億円と定めております一時借入金について、新型コロナウイルス感染症の影響による入院及び外来患者の減少により、医業収益が今後減少することが推測される状況であることを踏まえ、9月初旬の起債の償還時において一時的な資金不足を回避するため、限度額を8億円に補正するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。今、特命参事のほうから最後の一時借入金の説明があったんですけども、これ、9月の起債償還のための一借りという説明だったと思うんですが、それに関連してなんですけども、今回のコロナウイルス感染症に関して、病院の収益っていうのは、やはりこの間、大変減収してると思うんですね。コロナウイルスの感染症に関して特定できる減収、実際、病院の外来が電話外来ができたりとか、そういう部分では診療報酬というのはかなり少なくなってるんじゃないかなと思うんです。そういう部分で、現在把握されてる減収額というか、そういうものが分かれば分かる範囲で教えていただきたいのと、やはりこのコロナウイルス感染症に関しての減収については、私は町が設置者として損失補填をすべきではないか、そのように思うんですけども、病院のほうからと町のほうからとそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一朗君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの澤田議員の質問に答えさせていただきます。

当院では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のために、外来では慢性疾患で症状が安定している方を対象とした電話診察を3月19日から開始、人間ドックも4月13日から5月19日、協会けんぽの方については5月31日までの間、国等の要請を受けて中止とさせていただきます。これらの要因もございまして、外来患者数は対前年で、4月、1,214人の減、率にして15%の減、5月、1,606人の減、率にして20%の減、入院患者数は対前年で4月、222人の減、5月で202人の減、率にして4月、5月とも6%から7%の減でございまして、外来及び入院分の医業収益について、対前年で4月で2,000万円余り、5月では2,300万円を超える減額となっております。人間ドックの収益の減、約1,200万円を加算しますと、4月、5月の2か月間で約5,500万円の減額となっているところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。病院関係のコロナに関わる減収というところにつきましては非常に懸念をしているところでございまして、交付金等につきましては、医療関係に特化した、ここの予算の中でも出てきますが、新型コロナウイルス緊急包括支援交付金というところが、これは都道府県のほうに交付されてございます。先日成立しております国の補正2号につきましては、約3兆円くらい上がっていたというふうに記憶をしているところでございます。病院の設置者というところの中で、コロナに関わる影響額、そういったところの限定というのが非常に把握するのが難しいというところではあります。ただ、病院の経営自体の中にこういった今回のコロナに伴うものも含めて総合的に今後の議論をさせていただく中で、町としての繰入れ等、そういった病院に関わるコロナの影響については、そういったようなところの議論になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。以上

でございます。

○議長（廣納 良幸君） 11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） そのコロナに関しての減収というのがなかなか特定できないということやったんですけども、先ほど井上特命参事の説明では、人間ドックはもうできなかつたわけですから、PR不足等で入らなかつたお金ではないので、それは明らかかなことでもありますし、電話診療等についても実際点数が上げられない要因ですので、その辺のところは十分に病院の状況を町としても把握していただいて、今後、総合的に議論ということなんですけども、そういう、いつ頃までにとということも含めて、町長、思い、どうですか。お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 澤田議員の御質問にお答えさせていただきます。神河町の病院でございます。この補填については、当然一般会計からの補填ということをやっているかなければいけないというのが基本でございます。当たり前のことであります。そのような中で、今回のコロナ感染拡大に伴って、医療機関、私どもの公立神崎総合病院も大変な収益減につながっているということでもありますし、その点については、国においても2次補正、これまでの補正も含めて、そういった支援策を打ち出してきているということでございます。その支援策について、申請が役場というよりも病院独自というか、病院の申請による各種事業もございまして、そういった事業をしっかりと活用しながら経営補填につなげていくことを基本としながら、必要なものは当然、これまで同様の対応を取らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、このたびのコロナ関連でいろいろと改善すべき点、そして良かった点というのが見えてきているわけでございますので、そういったところを今後の病院経営につなげていければというふうに考えております。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございせんか。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点、教えていただきたいと思ひます。コロナ対策の補助金で、事業収益だけを見ますと、2,159万1,000円の県からの補助金があります。この積算につきましては、病床で1日当たり3万6,350円でしたか、ほどになってますということです。このような補助金を受けて、支出のほうは全て予備費で2,050万ほど計上されて収支の均衡を図っておられるんですが、ということは、この補助金につきましては実績によって補助されるのか、もう結果はどうであろうと、2,150万余りは既に補助金として受入れができるのか、その点だけをお願いしたいと思ひます。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。三谷議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

感染症の患者等の入院病床の確保の事業でございますが、新型コロナウイルスの感染症患者の受入れ体制を確保するために、空床確保料として補助されるものでございます。確保している病床にコロナ患者さんが入院された場合は、診療収入として収入がありますので、その分は補助金から除かれます。逆に、現在ある程度の入院の受入れがあると想定して566床ということで計上をさせていただいておりますが、想定より受入れが少なかった場合は、県予算にもよりますけれども、増額されて補助されるものと承知をしてるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

10番、栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 栗原です。新型コロナウイルスの感染症対策機器についてちょっと教えてください。何を購入されて264万ですかね。どういうものかちょっと教えてもらえれば。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 栗原議員の質問にお答えをさせていただきます。病院総務課の井上でございます。264万6,000円の計上をさせていただいておりますけれども、1つは、陰圧装置を購入することとしております。それともう1点は、ヘパフィルター付きのパーティション、これを4台購入する予定とさせていただいております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 10番、栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） パーティションというのは、どういうもんなんですか、ちょっと教えてください。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 栗原議員の質問にお答えをさせていただきます。ヘパフィルター付きのパーティションのことだと思っておりますが、つい立て式の空気清浄機でございます。新型コロナでありますとかインフルエンザなどの感染症患者の診察時などに使用することで医療従事者を感染症から守ることができる空気清浄機というところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第24 承認第6号

○議長（廣納 良幸君） 日程第24、承認第6号、神河町国土強靱化地域計画の策定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 承認第6号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本承認は、神河町国土強靱化地域計画の策定の件でございます。いかなる大規模自然災害が発生しようとも、まずは人命を守り、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことを目的に、国は平成25年12月に国土強靱化基本法を制定、平成26年には同法に基づき国土強靱化基本計画を策定、地方自治体に対してもこの計画の策定を求めているところでございます。兵庫県においては、平成28年1月に兵庫県国土強靱化地域計画が策定されており、神河町においても国や県と一体となって強靱化の取組を計画的に推進するため、神河町国土強靱化地域計画を策定いたしましたので、神河町議会基本条例第14条の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課防災特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡住民生活課特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、このたび策定をいたしました神河町国土強靱化地域計画につきまして説明をさせていただきます。

まず、国土強靱化とはということですが、日本ではこれまで数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けております。その都度、長い期間かけて復旧、復興を図るという、いわゆる事後対策を繰り返してきておりますが、これを避けて、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要で、最悪の事態を念頭に置いて、国土政策、産業政策も含めた総合的な対応を行っていかうとするものです。

それでは、計画書第1章から順次説明させていただきます。

第1章は、国土強靱化の基本的な考え方を示しております。1ページをお願いします。1の計画の趣旨でございますが、繰り返しになりますが、日本はこれまで起きた大規模災害に対し様々な対策を講じてきましたが、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超えた被害をもたらし、想定外の事態に対する社会経済システムの脆弱性が明らかになりました。また、近年、地球温暖化による影響で集中豪雨の発生回数が増加しており、また、あるいは台風の大型化など、土砂災害の発生が懸念をされております。そのような中、最初に町長が申しましたように、いかなる大規模自然災害が発生しても、まずは人命を守り、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくために、国、県、地方が一体となって強靱な地域づくりを進めようとするものでございます。

3の、この計画の期間でございます。推進期間ですが、本年度から令和6年度までの5年間としております。

2 ページには、国土強靱化に向けた基本目標と事前に備えるべき目標を記載しております。まず、基本目標として、そこにありますように、①人命の保護が最大限図られる、②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される、③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する、④迅速に復旧、復興する、でございます。この4項目を基本目標といたしまして、これを達成するため、事前に備えるべき目標として、そこに記載の、以下の①から⑨までを掲げております。

続いて、第2章、対象とする災害でございます。神河町の概況、想定される大規模災害を記載をしております。少し飛ばしていただきまして、7ページから8ページに記載の地震の被害想定は、神河町地域防災計画で記載の被害想定でございます。

続いて、第3章、脆弱性評価でございます。9ページをお願いいたします。第1章で掲げた4つの基本目標、それから9つの事前に備えるべき目標を実現するために、当町では何が足りないか、どのような弱い部分があるかということはこの章で評価をしております。評価の方法としましては、国が示した手法を参考に、この計画書の9ページから10ページに記載した手順で脆弱性の評価を行っております。

まず1番目として、①として、9つの事前に備えるべき目標の妨げになる、起きてはならない最悪の事態、これをリスクシナリオと呼んでおりますが、これをここに記載の表のとおり設定しました。このリスクシナリオは、国の内閣官房国土強靱化推進室が示した計画作成ガイドラインを基に設定をしております。

次に、10ページの②に記載しておりますように、これらのリスクシナリオを回避するためには、町土保全、交通、住環境、産業、ライフライン、廃棄物、情報・通信、行政機能、リスクコミュニケーション、老朽化対策、広域連携・官民連携、これらの分野の施策への充実した取組が必要としております。その上で、次の③に記載のとおり、これらの分野を所管する役場内の各課へヒアリングを実施しまして、最悪の事態を回避するために、既に取り組んでいる事業、あるいは不足している施策等を確認し、課題を抽出する作業を行ってきました。各課ヒアリングを行った結果、次の11ページから13ページにかけまして、リスクシナリオを避ける、あるいは克服するために必要な取組を脆弱性評価の結果概要としてまとめております。

次に、第4章、国土強靱化に向けた対応方策でございます。14ページをお願いいたします。各課のヒアリングで明らかになった脆弱性評価を踏まえて、リスクシナリオに応じた対応方策、具体的な取組事業、これも各課ヒアリングを基にまとめて、ここに記載をしております。なお、ここに上がってきた各課で所管する事業ですが、国の交付金や補助事業については、この計画の中に記載をしておかないと今後は採択を受けられないというふうなことでございます。これらのリスクシナリオごとの対応方策を32ページまで記載をしております。

次に、第5章、施策の重点化でございます。33ページから35ページにかけてになります。第4章で示しましたとおり、取り組まなければならない施策はたくさんあるわ

けですが、その中でも特に町が担うべき役割や影響の大きさ、また緊急度から、ここに記載の6つのリスクシナリオを特に回避しなければならない最悪の事態として、それに係る施策を重点的に推進していくものとしたしております。

続きまして、第6章、計画の推進と進捗管理でございます。36ページをお願いいたします。強靱化の実現のためには役場だけではなくて、国や県、防災の関係機関のほかに、地域の自主防災組織や消防団、民間の事業者、教育機関、それから、住民一人一人が役割を担うという認識が必要であります。その意味で、自助、共助、公助がうまく重なり合うことが求められておまして、それぞれの役割分担の下で計画の推進を図っていくことをここでうたっております。自助、共助、公助の関係性の考え方のイメージ図をそこに載せておりますが、左側がこれまでのイメージでございまして、それぞれがそれぞれの役割に取り組みながら、連携や情報発信、支援などで関わり合うというイメージですが、右側の国土強靱化に向けたイメージでは、これは個人の問題、あるいは、これは地域、これは行政でやることとそれぞれが独立しているのではなくて、全ての関係者の英知を結集して、総力を挙げて取り組む。行政や民間事業者、住民、それぞれが様々な形で周りと連携、協力しながら、強靱化の輪を広げていく、重ねていく、そういったことが重要というイメージ図になります。

37ページでは、計画の進捗管理と見直しについて記載をしております。どのような計画にも全て言えることですが、計画はつくって終わりではありません。進行管理を行い、計画の見直しも必要になってくると思います。この計画が実効性あるものとなるように、いわゆるPDCAサイクルをしっかりと行うことが大切であると考えております。

最後に、資料編として、洪水、土砂災害ハザードマップ、それから、リスクシナリオで想定した事態を防ぐために実施する事業メニューで、計画期間である今年度、令和2年度から6年度までの間に実施する予定のハード事業を記載しております。

以上、大変簡単ではございますが、神河町国土強靱化地域計画の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

なお、本議案に対する質疑、討論、採決は最終日に行いますので、御了承をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、明日から6月21日まで休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から6月21日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、6月22日午前9時再開といたします。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 3 3 分散会
